

平成 2 5 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

平成25年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

平成25年6月11日（火曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時09分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 行政報告
- 4 一般質問
- 5 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 6 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 8 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 9 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 12 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 13 報告第 9号 平成24年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 14 議案第 1号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 15 議案第 2号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定につ
いて
- 16 議案第 3号 森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例制定について

- 17 議案第 4 号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 18 議案第 5 号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 19 議案第 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 20 議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 21 議案第 8 号 路線の認定について
- 22 議案第 9 号 平成25年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 23 議案第10号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 24 議案第11号 平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 25 議案第12号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 26 議案第13号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 28 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30
人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実な
ど2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向
けた意見書
- 29 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 30 意見書案第3号 原発のない北海道の実現を求める意見書
- 31 意見書案第4号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制
定を求める意見書
- 32 議員派遣の件について
- 33 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長 16 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
2 番	山 田	誠 君	3 番	宮 本	秀 逸 君	
4 番	松 田	兼 宗 君	5 番	前 本	幸 政 君	
6 番	川 村	寛 君	7 番	西 村	豊 君	
8 番	木 村	俊 広 君	9 番	堀 合	哲 哉 君	
10 番	中 村	良 実 君	11 番	小 杉	久美子 君	
12 番	長 岡	輝 仁 君	13 番	三 浦	浩 三 君	
14 番	東	秀 憲 君	15 番	黒 田	勝 幸 君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 惠 造 君
副 町 長	片 野 滋 君
会 計 管 理 者	澤 口 幸 男 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	木 村 浩 二 君
総 務 課 参 事	佐々木 陽 市 郎 君
選挙管理委員会	
書記長兼監査	小 田 桐 克 幸 君
事務局書記長	
防 災 交 通 課 長	落 合 浩 昭 君
契 約 管 理 課 長	富 原 尚 史 君
企 画 振 興 課 長	金 谷 孝 己 君
税 務 課 長	伊 藤 昇 君
収 納 管 理 課 長	野 田 勝 正 君
保 健 福 祉 課 長	山 田 仁 君
保健福祉課参事兼	
保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住 民 生 活 課 長	竹 内 明 君
環 境 課 長	横 内 仁 司 君
農 林 課 長 兼 農 業	島 倉 秀 俊 君
委員会事務局長	
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
商 工 労 働 観 光 課 長	菊 池 一 夫 君
商 工 労 働 観 光 課 参 事	新 田 清 文 君
建 設 課 長	小 井 田 徹 君
砂 原 支 所 長 兼	川 村 光 夫 君
地 域 振 興 課 長	
町民サービス課長	金 丸 義 樹 君
兼保健対策課長	
教 育 長	香 田 隆 君
学 校 教 育 課 長	清 水 雅 信 君
社 会 教 育 課 長	木 村 哲 二 君
体 育 課 長 兼	
体 育 館 長	谷 口 方 規 君
給食センター長	久 保 康 人 君
図 書 館 長	若 松 幸 弘 君
公 民 館 館 長	金 丸 孝 也 君

生涯学習課長	中	島	将	尊	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君
病院事務長	柏	渕		茂	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	平	田		茂	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤	田	司	志	君
議 事 係 長	村	本		政	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成25年第 1 回森町議会 6 月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定により 6 月の会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、長岡輝仁君、13番、三浦浩三君を指名します。

◎日程第 2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から 6 月12日までの 2 日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

3 月 1 日開会の 3 月会議以降、今日に至るまでの重立った活動などについてご報告を申し上げます。なお、町内行事、町外行事の重立ったものを参考資料としてお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、1 点目は、国保病院の元薬剤師を告訴したことについてでございます。先般 5 月 15 日開催の全員協議会の中でもご報告申し上げましたが、去る 5 月 14 日に国保病院の元薬剤師を業務上横領で森警察署へ告訴いたしましたので、今議会で改めてご報告させていただきます。対外的にも森町の名誉を傷つけ、信頼を損ねたことで町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしましたことは大変遺憾なことであり、改めておわびを申し上げる次第でございます。時間がかかるかもしれませんが、警察の捜査には全面的に協力を惜しまず、事

件の全容解明をしていただき、厳重な処分を求めるものであります。

2点目は、もりまち桜まつりについてでございます。例年どおり桜まつりが実施されたことは大変喜ばしいことです。しかし、数十年に1度とも言われる異常気象は祭り全体に影響を与え、大変残念に思っているところでもあります。このような中で実行委員会を初め、出店者や関係者の方々のご尽力により各種イベントなどが予定どおり開催されたことに感謝を申し上げるところです。また、桜の開花がおくれたことなどで実行委員会から開催期間延長の申し出がありましたので、町としても積極的に支援をしてきたところであり、重ねて関係者各位にお礼を申し上げる次第であります。

3点目は、静岡県森町との交流についてでございます。桜まつり開催期間中に森ライオンズクラブ認証50周年記念大会が開催され、静岡県森町の村松町長、榊原議長、片岡副議長一行が来町されました。その際、祭り会場において新茶の試飲と販売を兼ねて友好町のPRをいただいたことに感謝を申し上げ、当町の野村議長、菊地副議長にもご出席をいただき、お互いに交流を深めたところでございます。今後も友好町として情報交換を緊密にしながら両町の発展に努めてまいります。

4点目は、給料の削減についてであります。国は、東日本大震災の復興財源として国家公務員の給与を平均7.8%の削減を実施し、地方公務員にも削減を求めてきたところです。削減につきましては自治体の判断によるものと考えますが、国は既に地方交付税の削減を決めており、当町においても削減分を見込んだ当初予算を編成したところです。地方交付税は、地方自治体の財政状況に応じて交付されるものであり、国が一方的に削減することには強い不満を感じているところでもあります。しかし、削減された財源不足により住民サービスの低下やほかに影響が及ぶことは望ましくありませんので、職員の皆様に協力をお願いしながらやむなく給料の削減を決断し、今議会に条例等の改正案を提出させていただいたところです。今後は、このようなことにならないよう関係機関と連携して国に強く要望してまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここでお知らせがございます。さきの議会運営委員会において、町長、教育長の答弁席の区分について1回目は演壇で、2回目以降については自席で行うとした提案がございました。森町議会の運営に関する基準の変更を伴いますが、本日の一般質問においても試行したいと思っております。町長、教育長におかれましては、よろしく願いいたします。

また、議事進行についてでございますが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原

則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるようあわせてお願いいたします。

それでは初めに、1、桜まつりと公園の環境整備について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年の桜まつりは、天候不順のため開花のおくれで1週間延長して開催されました。森町には、青葉ヶ丘公園とオニウシ公園の2つの公園があり、桜と駒ヶ岳や内浦湾、対岸の羊蹄山の山々などすばらしい景色は森町の財産だと思っております。この風光明媚な森町にたくさんの観光客に来ていただくためにも桜まつりの環境整備も考える時期に来ているのではないかと思っております。以下、お尋ねいたします。

（1）、青葉ヶ丘公園の本会場をオニウシ公園に移してはどうですか。オニウシ公園には道の駅があるので、桜まつり期間中は観光客が多いので、相乗効果があります。

（2）、出店者、特に飲食できる店のスペースが非常に狭いので、多人数でも飲食できるような規模にしてはいかがでしょうか。特に夜桜は寒くて、野外ではやってられない状況があります。

（3）、歌謡ショーは毎年人気歌手が来て大勢の人出がありますが、それにしてもステージが余りにもお粗末で歌手にも失礼ではないかと思っております。森町の桜まつりにふさわしいステージにしてはいかがでしょうか。また、ある団体が野外ステージ建設に向けた基金を創設する意思表示の新聞記事が出ておりましたが、これについて町に打診があったのか、また野外ステージについて町長はどのような見解をお持ちですか。

（4）、2016年度新幹線が新函館駅、仮称でございますけれども、まで来ます。桜まつりのパンフレット等を新青森駅などに置いて宣伝してはいかがでしょうか。また、現状はどのような宣伝活動をしていらっしゃるでしょうか。

（5）、この2つの公園を桜まつり以外に今後どのような活用方法を考えておられるのか。

以上、お尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えします。

64回目の開催となりました今年のもりまち桜まつりは、開花のおくれにより例年より総来客数は減少となりましたが、最終日にはすばらしい景観で訪れた方々をもてなしてくれました。青葉ヶ丘公園は、大正天皇即位式を記念して阿部重吉氏らが中心となり大正3年に吉野桜1,000本を植樹されたことに始まる歴史的な公園です。また、昭和25年5月5日、第10代中野町長時代に第1回目の桜まつりが青葉ヶ丘公園で開催されてから毎年実施され、今日に至っております。この桜まつりによって、青葉ヶ丘公園が町外各地に広く知ら

れるようになるのと並行して整備も一段と充実され、本年植樹されてから99年目を迎えております。

さて、1点目のご質問ですが、オニウシ公園には道の駅が整備されており、また青葉ヶ丘公園と同様に多くの桜もございます。議員ご提案のように道の駅との相乗効果も見込めるところでございますが、今日までの歴史深い経緯などもございますので、本会場の移転につきましては町民を初め、関係団体の意見を確認するなど総合的な判断が必要であるものと考えます。

2点目の質問ですが、飲食できるお店につきましては規模を広げることで集客も見込める可能性もありますが、一方で桜の木を傷つけるおそれがあること、また店舗や敷地の使用料などの経費負担が増えることなどから、出店者個々の判断に委ねるものと考えるところでございます。

3点目のご質問ですが、現在の特設ステージは桜まつり実行委員会が設営しているもので、オープニングセレモニー、歌謡ショー、イベント等に利用されております。また、何年間ほど使用されておるのか等につきましては確認されておりませんが、実行委員会が限られた予算の中で設営していると伺っております。

さて、来年は青葉ヶ丘公園の桜が植樹されてから100年目を数える特別な年を迎えます。他の祭りとの取り組みなども参考にして、各種のイベントが舞台上で発表できるスペースが確保でき、予想外の天候や小雨等にも対応できるような特設ステージのリニューアルについて実行委員会等と相談してみたいと、そのように考えております。

さて、野外ステージの件につきましては、新聞等記事は確認しておりますが、町へは正式な打診は来ておりません。また、ステージに対する私の見解でございますが、景観や公園全体とのバランスを初め、活用方法等についても十分な検討と熟考が必要であると思うところであります。公園に対しましては、現在のところ特設ステージが望ましいものと考えております。

4点目のご質問ですが、北海道新幹線開業後は北海道東北間の交流人口が大幅に増加することが予想されますことから、東北からの観光客を呼び込むための宣伝活動は黒田議員ご提案のとおり重要だと認識しております。今後JRの協力も願い、各市町と連携も図りながら新青森駅等に置けるよう働きかけてまいりたいと、そのように思います。また、桜まつりの宣伝活動につきましては桜まつり実行委員会により4月に森観光協会長をリーダーとしたキャラバン隊を組織し、私や野村議長、森商工会議所職員、町職員を伴い函館のマスコミや行政機関を訪問し、札幌市や町外へも宣伝活動を行ってきたところです。さらに、4月から5月の桜まつりオープニング前にテレビに4回、ラジオには7回出演いたしました。また、森町公式ホームページ、森観光協会のホームページでも宣伝活動を行っております。

最後の5点目のご質問ですが、現在2つの公園は散策や憩いの場または幼稚園の遠足、オニウシマラソン、介護施設等のお花見、物産テントまつり、観光、スポーツ、レクリエ

ーションなど多種多様に活用されております。今後の活用方法でございますが、桜まつり期間以外においても町民を初め、訪れる観光客の方々に四季折々を楽しんでいただけるよう公園機能の充実を図っていきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 再質問をさせていただきます。

今回桜まつりのことも要するに質問内容になっておりますので、参考までに5月7日、弘前、5月17日、松前に行ってきましたので、一応写真を写してきましたので、参考資料として。

ただいま町長から1回目の答弁をいただきました。1点目のオニウシ公園を本会場にどうかということを行いましたところ、歴史もあるし、現状のままだろうということがありました。それで、この青葉ヶ丘公園でずっとやっていたということは、オニウシ公園が当時なかったわけ。その後、オニウシ公園が整備されまして、今になると桜自体も若い木が多くて非常にきれいなのです。それと、オニウシ公園から見る駒ヶ岳、そして内浦湾、すばらしい景観でございます。そういうようなことで、観光客も現状でもすごく期間中、私も何度か行きましたけれども、やはり道の駅もありますので、すごく人出があります、はっきり言って、本会場より。そういうようなことから言っているわけなのです。やっぱり人が集まるということは物も売れるということになりますので、やはりいろんな点で出店者にもプラスになるのではないかなというように言っているのです。

それと、2点目のいわゆる出店者の絡みで、今弘前と松前の写真を提案いたしましたけれども、それを見たら森の出店者と一目瞭然にわかるでしょう。すごくきれいだし、出店者の並べ方も配列もすごくいいでしょう。森と違うでしょう。それで、森はちなみに14店舗出ていました。松前は17店舗です。弘前は180店舗です。それで、森の配列はばらばらなのよね、でこぼこ、間もあけているし。それと、この役場の通りありますね。これ道道でしょう、通り、道道。これに背を向けているのね。裏側が見えるのです。それがまた全くお粗末なの。何だ、これはというような感じなのです。だから、そういう景観上もよくないし、それとやっぱり食品を扱いますので、それなりの店にしないと衛生上もよくないのかなと私は思っております。

それと、松前と弘前で一番感じたことは、1店舗当たりの面積が広いということなのです。森の2倍も3倍も、もうすごいです。ですから、面積が広いとその中で飲食もできると。森はどうしても、森の目的は恐らく芝生がありますから野外で、表でジンギスカンでもやって囲みながら楽しむというスタイルだと思うのです。だけれども、日中はともかく天気がよくても夜になったら寒くて表でなんてやっていられないわけ。ですから、花見する人は公園でやりたいのです。だけれども、頭隠すところがないから、どうしても公園でやらない人も出てくるわけ。ですから、出店者の面積を広くすると、そこでやる人も出てくるのかなと。それが収益につながるのかなと、単純にそういうふうに思っているのです。

やはり公園にいる時間を長くしないと収入は上がりませんから、そういうことで言っているのです。だから、今回提出したその写真をよく見て検討していただきたいと。当然町長は出店者のことを言っているのだけれども、出店者はわかる。だけれども、これは出店者だけの問題ではなくて行政と観光協会、実行委員会ですか、その中にあるのでしょうか。それと出店者が3者になるか、4者になるかは別にして話し合ってやるのが本来の筋で、出店者だって人いっぱい集まっていい環境できれば物は売れるのだから、やっぱりそういうことで検討する必要がある。それは、やはり行政が主導する、指導する立場にあるのかなと私は思っているのです。何か町長は出店者をメインにしてやっていて、出店者の言うとおりになるのだというような何か物の言い方だから、それはいかがなものかと、こう思っております。

それと、歌謡ショーのことです。現在のステージは、かなりもう何十年もなりますよ、あれ。町が直接やっているわけでないだろうけれども、せめて砂原町地区のふるさとまつりあるでしょう。すごく幅広いし、立派だって。せめてあのぐらいのものにしたらどうか。場所の設営もあるのでしょうかけれども、本当に歌謡ショーのときには2万8,000人来ているわけでしょう。見れないで帰っている人たくさんあるわけ。だから、いっそのことやっぱりあれがメインイベントになりますので、グラウンドでやったらどうかと思って、そのときだけでも。だから、旧態依然ではなくて、やっぱり時代に即応したようなやり方をやっていかなければうまくないのでないかなと私は思っているのです。

ステージ、それでいわゆる野外ステージの話、町長は特設のほうが望ましいと、その理由は景観とかバランスとか、そんなのがありますよということなのですね。本当に常設のステージをつくっても1年にそうしたらどれだけやれるのかなと、そういうことも危惧されます。話はもうかなり違うのだけれども、鳥崎上流のロックの広場も熊が出るとか、いろんな事情でまるでここをずっと使っていませんよね。そういうこともありますので、これについては慎重に、これつくることによってもう移動できませんから、景観上のこともありますし、本当に慎重にあれしていただきたいなと、このように思っております。

それと、新幹線を見据えたということで、このたびたまたま弘前に行ったものだから、青森の駅も新青森のほうも松前のパンフレットがあったのです。これ松前のパンフレット、これが青森にあったのです。これからますます新幹線も2016年には開通するということなので、やはり東北も近くなりますので、やっぱりそういうパンフレットなり資料も置くのもいいのかなと、このように思っております。ちなみに、今年は森町は約12万人ですね。松前が19万7,400人なのです。森は12万人というのは約12万人ということで、何とか1週間延ばしたことによって前年並みにいったのかなという感じでしょう。松前は19万7,400人というのは、前年度から27%増えているのです。これは、テレビ番組でいつもより多く取り上げてもらったということと、大型バスが昨年より76台多い636台来たそうです。どうしても道南のお花見というと、函館の五稜郭公園と松前公園がクローズアップされている傾向がありますよね。森は、どうしても余りに便利よ過ぎて、この5号線って通り道なものだ

から、トイレタイムが何かにちょこっと寄るという感じなものですから、桜自体は私は森のほうがずっといいと思うのです、場所もいいし。だから、そういう利点もアピールしながら観光客にたくさん来てもらって、森の商品もたくさん売れるような環境づくりに努めてほしいと思うのだけれども、今言った質問、再質問をしましたので、このことについて再度町長の所見をお伺いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員さんから再質問をいただきました。お答え申し上げたいと思います。

いろいろと祭り会場等につきましても、これはご提案の趣旨も非常によく理解いたします。ただ、私の答えにつきましては関係団体とか出店者だけではなくて、町全体としてその本会場を移動するということに対しては本当に町全体で考えなければならないことだと、そういう趣旨でございます。ですから、町主導でこっちにやりなさい、あちらに行きなさいということは少し避けたいのと、そのように思っておる次第です。と申しますのも人が集まるということにつきましては、当然車も多く集合してまいります。今までの駐車場では恐らく対応できないということも考えられますので、やはりそちらのほうの駐車スペース、それからもちろん花見、桜まつりだけのことを考えて言っているわけではございません。ふだんあの公園は、皆さんレクリエーションにお使いになっている方もいます。当然四季折々、春から夏、いろんなイベントで会場を使われているわけですから、その花見会場を移すことによってやはり今まで利用されてきた町民の利便性が損なわれないように、そういうことも配慮が必要だと。それから、出店者があちらに移ることによるそういったことに対しましては水に関すること、当然排水についても配慮をしていかなければなりません。あそこの自然公園には、現在のところ排水明渠はありますが、きちんとした排水設備等も整えなければならないと。そういったことで先ほど総合的な判断が必要であると、そういうふうに答えさせていただきました。これについては、いろいろなたくさんの方々のお話、意見を聞かなければ判断がつかないと、そのように思いますので、その点をご理解いただければなど、そのように思っております。

そしてまた、飲食店、非常に弘前市、松前町、ともに店舗を見ると魅力的なものがあろうかと思えます。先ほど黒田さんの再質問の中にもございましたが、我が青葉ヶ丘公園のその特徴というのは桜の花のもとで炭火焼きでジンギスカンが食すことができると。これもまた逆に多方面から見ると非常に魅力的な取り組みだと、そのように私は伺っております。いずれにしても、この店舗のあり方、それから昔から出店者の方々も町に協力して桜まつりとまちづくりに応援をしてきたと、そういったこともございますので、町からの指導とかそういったものは参考としていながらも全体のお互いの連携、そしてお互いに得になるような店づくり、まちづくり、そういったものに努めてまいりたいと、そのように思っております。これは、後ほどまた観光協会や今回の桜まつりについての反省会もあることでしょう。そういった部分では、町民からの声や、またもちろんトイレの利便性等も含めて、もちろんお店のお話も出てくるのかなと、そのように私も思っております。

すので、その中で町でいただいたご意見や本日のお話についても若干提案させていただきたいなと、そのように思うところでございます。

そしてまた、歌謡ショーのステージについてですけれども、ふるさとまつり、あれのステージにつきましても何回かリニューアルを重ねております。そしてまた、一番町のパンフレットですか、中にもその写真等も載っておりますし、ほかの町外、森町以外のイベントにつきましてもこの特設ステージ、大変すばらしいものがあるかなと、そのように思います。これは、先ほどの答弁にもありましたように来年100年目を迎えると、そういった記念すべき年のステージにしてはもうちょっと華やかで、それから若干雨、小雨模様のおきに当初オープニングセレモニーの中で森中学校の吹奏楽部ですとか、そういった子供たちが楽器を手にして譜面があるときに雨が降ったりしたときには非常に申しわけないなと、かわいそうだなという気もでございますので、そのリニューアルについてちょっと相談して取り組んでいきたいなと、そのように思っているところでございます。ただ、固定式の野外ステージにつきましては、黒田議員がおっしゃいますように慎重にこれは取り組んでいきたいなと、そのように思います。

また、青森駅等についてのパンフレットにつきましても、もちろんもっと遠く関東方面からもお客さんの利用が見込めますし、先般日曜日、おととい実は……ちょっと答弁長くなりますけれども、森町ふるりの会に行ってみいました。その会の中でも来年は100年目を迎える青葉ヶ丘公園、すばらしいイベントにするというお話をさせていただきましたところ、向こうからもこぞってふるさと森に伺いたいと、関東方面からの集客も見込めます。もちろん森町の名前をかしましてしげぞうの店についても同じ関係です。そういったところにも含めて、函館近郊とも連携しながら、また環駒ヶ岳というふうにして駒ヶ岳の裾野、鹿部、七飯とも連携をしております。みんなと協力をしながら宣伝効果に努めてまいりたいと、そのように思っております。

最後になりますけれども、道から派遣をいただきました新田参事もこの観光についてのスペシャリストとして派遣をしていただきました。先般も札幌のYOSAKOI祭り等において、また町のPRも兼ねてやっております。今後も彼を中心に役場も全体として観光に対する取り組みに力を入れていきますことを申し上げさせていただきます、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 桜まつりと公園の環境整備についてを終わります。

以上で15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、災害対策（リスクマネジメント）について、13番、三浦浩三君の質問を行います。

○13番（三浦浩三君） おはようございます。それでは、2番目として質問させていただきます。

災害対策についてでございます。国の進める国土強靱化対策の全貌はいまだ不透明です

が、当町の防災計画は今年度、25年度中に策定されるところから、以下に町長及び教育長にお伺いいたします。

1 目、今般国では噴火防災の必要性が認識され始めましたが、当町は複合災害を想定すべき地域ですので、国、道の所管と思いますが、噴火時の泥流堤の進捗度や防潮堤の未整備や強靱化等の計画についての情報と、また海と活火山を抱える地域として他市町、鹿部町、七飯町、函館市、その他等とも連携し、防災特区等の申請をして予防、減災に向けた強靱な対策がとれないものか、町長の所見をお伺いいたします。

2 目としまして、南西沖地震のときに当町の赤井川、駒ヶ岳地域で国道5号線まで破壊した液状化現象が駒ヶ岳中腹までの間に発生しましたが、鎮静後の調査状況はどうであったのか、また同規模の地震発生で大丈夫なのかお伺いいたします。

3 目としまして、以前同僚議員が質問した防災士や防災マスターの育成と私が質問しました戸別防災無線受信機の設置について、今後の計画等を明示できないか伺います。

4 目としまして、避難時や避難所の開設時に自治機能が必要で、その母体に町内会等が挙げられますが、日ごろから地域コミュニティの醸成と自治、自活システムの導入に向けたマニュアル等を検討し、協議すべきと考えるが、その所見を。

5 目としまして、災害対応は全職員や関係機関などが一丸となって対処すべきですが、情報の共有と町外からの通勤者をどのように捉えているのか、町長及び教育長の所見をお伺いいたします。

6 目としまして、森町防災計画書は住民の生命、財産を守るための命綱ですので、早急に取りまとめる必要がありますが、現在の基本的な考慮点や議会あるいは住民への説明時期を明示願います。

以上であります。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

1 点目のご質問ですが、北海道が実施している駒ヶ岳火山砂防事業につきましては、ハード事業といたしまして尾白内、小石崎、掛瀬度杭崎、四軒町、彦瀬の5地区において泥流調整池及び導流堤、導流口の整備が計画されております。整備計画は、まずは1期計画として土石流に対応する泥流調整池を5地区完了させた上で2期計画の融雪型火山泥流に対応する泥流調整池及び導流堤、導流口を順次整備するものであります。進捗状況につきましては、尾白内地区、四軒町地区は平成22年度、小石崎地区は平成24年度に土石流対応の泥流調整池、すなわち1期工事が完了しており、工事進捗率は50%となっております。また、掛瀬度杭崎地区、彦瀬地区につきましては用地買収を行っている状況であり、用地進捗率はそれぞれ94%、67%となっております。今後5地区の泥流調整池1期工事に完了のめどがついた後、泥流調整池2期工事、導流堤、導流口と整備される予定になっております。防潮堤の未整備につきましては、旧運輸省所管の補助制度により森町が整備した港湾海岸の尾白内地区アルミ製防潮扉の点検調整及び補修、北海道が事業主体となって整備している建設海岸事業がございます。港湾海岸の尾白内地区には、アルミ製防潮扉が28基

設置されており、年次計画により点検調整及び補修が実施されております。平成24年までに28基ある防潮扉のうち、12基の点検整備及び補修が完了しており、平成25年度に5基、平成26年度以降に残り11基の点検調整、補修を実施する予定であります。また、北海道で整備している建設海岸につきましては、石倉及び押出小石崎の2地区において老朽化対策緊急事業として老朽化した護岸より海側に新たな護岸を築造することになっております。石倉地区につきましては事業期間が平成23年度から平成27年度、押出小石崎地区につきましては事業期間が平成25年度から平成29年度となっております。国の進める国土強靱化対策につきましては、自民、公明、両党が5月20日に防災減災等に資する国土強靱化基本法案を衆議院に共同提出したと聞き及んでいるところでございますが、今後国会審議の中で概要などが明らかにされると考えております。また、他市町との連携を視野に入れた防災特区等の申請につきましては、噴火災害を想定した駒ヶ岳火山防災会議協議会が昭和55年に設立されておりますので、森町、鹿部町、七飯町、函館市の1市3町において連携し、渡島総合開発期成会などを通じて予防、減災に向けた対策を継続して国などへ要請してまいります。

2点目のご質問ですが、森町地域防災計画第7章、地震災害対策計画、第2節、災害予防計画の中で地盤の液状化対策の推進として調査状況及び構築物の整備の際に必要なとされる液状化対策が示されておりますので、森町地域防災計画に沿った対策を講じてまいります。

3点目のご質問ですが、防災マスターの育成につきましては本年8月24日に当町におきまして北海道地域防災マスター認定研修会が開催される運びとなっておりますので、町内会を中心に広く町民に参加を呼びかけてまいります。防災士につきましては、森町で既に資格を取得されている方がおられると承知しておりますので、まずはこれらの方々との連携を模索してまいりたいと考えております。また、防災無線戸別受信機の設置につきましては、現在森町では防災行政無線をアナログ方式で利用しております。今後法律改正によりデジタル方式へ変更された場合、砂原地区の戸別受信機も含めた整備が必要となるため、さまざまなケースを勘案した対応を検討しなければなりません。いずれにいたしましても、危険区域からできる限り設置をしていくことで検討していきたいと考えております。

4点目の質問ですが、避難生活が長期化した際の問題点として高齢者などの孤立防止やコミュニティの維持、再構築が挙げられております。また、森町地域防災計画において災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合には、住民組織に対し避難所内の奉仕活動や応急炊き出しなどを要請することとなっておりますので、先ほどお話しいたしました防災マスターの育成によって防災意識の向上を図りながら地域コミュニティの醸成についても考えております。

5点目の質問でございますが、関係機関との情報共有につきましては災害時においていち早く相互連絡を行うことにより連携、協働行動がとれるものと認識をしております。森

町で策定している各計画により連絡体制は確立されておりますが、平常時から各関係機関との連携を密にしていまいりたいと考えております。また、町外からの通勤者につきましては町職員ですから、森町地域防災計画により気象情報または災害状況に応じて非常配備に関する基準に応じた体制をとることとなっておりますので、それぞれの状況に応じて招集された職員として一丸となって対処をしていただくことは当然のことと考えております。

最後のご質問ですが、現在北海道地域防災計画の修正作業が実施されていることから、国、道などの防災対策を反映し、地域の災害特性、特段地震、津波、噴火などに対応した地域防災計画づくりを進めてまいります。また、議会への説明時期につきましては年内をめどとして考えております。森町地域防災計画に関しましては、森町防災会議において策定内容の決定が必要となりますので、その前段として議会へご説明してまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（香田 隆君） 三浦議員さんからの5つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会所管の町外からの通勤者でございますが、幼稚園、小中学校教員がおります。ご質問の情報共有でございますけれども、幼稚園、小学校、中学校においては情報の伝達を行う連絡網を整備しており、災害または臨時休校などの連絡に使用をしております。また、学校の管理責任者は学校長となっており、災害時には校長または教頭が避難所の開設に協力している現状であります。

さて、災害対応でございますけれども、幼稚園、小中学校が開設時間内であれば全教職員が率先し、幼児、児童生徒の安全確保のため避難訓練などで身につけた行動により対処をするものであります。休日または時間外の場合は、災害発生後の安否確認、災害復旧にご協力をいただくことになります。このように町外からの通勤者につきましても重要な役割を担っていただくよう考えております。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） ただいま縷々ご説明願いましたけれども、まず1点目、この1点目の質問の中で今現在津波対策用として防潮堤ないし防波堤の未整備地区、この洗い出しとか、災害の規模に応じた危険部署と言ったらいいか、地域と言ったらいいか、そういうものの再度洗い出しというのが必要でないかなと思います。それと、当町には尾白内川、鳥崎川、新川、何本か河川もあります。この河川の近辺の住民に対しての例えば洪水に対しての対策、もしくは津波に対しての対策、そういうものの再度規模の大小に応じた危険部署というものの洗い出しというのは当然必要になってくるのではないかと思います。そういうものの再度検討というものをぜひお願いしたいなと、そう思います。

また、もう一つ、南西沖地震の後の液状化現象という問題、これの延長線上に旧上磯、あの辺を走っています函館平野西縁活断層という、そういうものにつながっていくちょう

どその延長線上にあるような気するものですから、その辺の怠りない対応というものをぜひ取り組んでもらえるよう重視する必要があるのではないかなと。

それと、3つ目、戸別防災無線、これ受信機、今余り各事業所には設置されていないはずなのです、砂原地区もそうなのですけれども。ところが、事業所、企業として見た場合には当然企業の防災対策本部というものを設置しなければならないし、立ち上げなければならないはずなの。従業員に対するやはり生命の保全というもの、これは会社であれば社長、義務があるはずなのです。そのために各事業所、企業に例えば休憩室、食堂、事務所、そういうところに設置してもらうような呼びかけというものが当然必要でないかと思います。これは無償になるか、これは全額有償であってもその働きかけは当然していかなければならないと思いますので、その取り組み。

それと、5つ目にあります教育長にお伺いします。今現在町外から通われている教職員、そういう方々が何人いて、また職員住宅、教職員住宅のあきというものも多分にあると聞いております。その中で、やはり定住化対策につながるものになろうかと思います。きちっと直して住んでもらえるものであれば、やはり一人でも多く住んでもらう必要があると思いますので、その辺の考え方どうなのか。できるだけそういうものは、またこの危機管理というものに対してももっと深い認識を持ってもらう必要があると思いますので、今後の考え方というものをお知らせを願えればと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

三浦さんからは、津波に対するいろいろな防潮扉や未整備の再点検、また河川近辺の住宅等に関するいろいろな災害に対する取り組みについての洗い出しということでございましたけれども、今までの防災についても普通の災害に対する取り組みというのはあったのですけれども、3.11以降津波というものが新しくいろいろな災害に対する取り組みの中に入ってまいりました。そういった観点から今年度、25年度防災計画をこれからつくるわけですから、そういった部分に対しましてもこの洗い出しをきちんとして対応をしていくことを取り組んでいきたいと、そのように思っております。

そしてまた、2点目の活断層についてのご質問なのですけれども、これは今現在で私たちも掌握していない部分がございますので、いろいろな研究機関等に対しても問い合わせをしながらちょっと確認をしてまいりたいなと、そのように考えるところでございます。

また、3点目の戸別受信機の件についてでございますけれども、三浦さんご指摘のとおり

りやはり職員に対する企業としての保護活動、それから避難行動等に対しての取り組みは大変重要だと思っております。日中の災害に対しては、まず自宅にはおらないと、そういったことからこれはその設置に対しては企業に対する働きかけ、また町としての取り組みについてもいろいろな考えを思いめぐらしながら、担当課とちょっと取り進めていきたいなと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、お答えをいたします。

まず、教職員の町外からの通勤者ということでございますけれども、現在158名の教職員のうち町外からは87人、町内在住が71人ということでございます。

それから、住宅の関係ですけれども、私は前にも議会で発言させていただきましたけれども、私の考え方も町内の学校にいる先生についてはなるべく町内に住んでいただいて、子供たちの様子を見ながら教育活動を進めてほしいということは前からお話をさせていただいております。ただ、なかなかいろんな家庭の事情の中でこのような数字になっていることでございますけれども、ただ住宅に入りたいという希望があれば修繕をしながら必ず入っていただくというような形ではこれからも対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 災害対策（リスクマネジメント）についてを終わります。

以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、3、町職員の服務規律の厳守についてを行います。2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして、1点、町職員の服務規律の厳守について質問いたします。

平成25年2月15日に発覚いたしました森町国保病院の薬剤師による薬品転売事件、また同病院の女性臨時職員による現金着服事件、さらには町幹部職員による横領事件等々、森町が全道的に恥をさらしたことは痛恨の念にたえないものでありまして、前代未聞の事件でもありました。これは、二度と起こしてはならない行為であります。全ての町職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないということで地方公務員法第30条に規定されております。地方公務員法上では、職員の研修（目的）はこれは特に重要でございます、公務の能率的な運営を保障するための職員の能率の発揮及び増進方策の一つとして位置づけられております。また、現在ついている職務と責任の遂行に密接な関係のある知識、技能等の習得を内容とするものであります。私は、責任のないところに充実した気力を期待するということとはできないと思っております。組織のトップである理事者、町長は常にその組織を活性化し、少しでも良いものにするためにどうすれば良いのかに心を砕き、日々頭を悩ませて

いることと推測しております。他団体よりすぐれた機関とするには、町民からの厚い支持を受ける行政を実施しなければなりません。これは人づくり、ひいては職員づくり以外に何物もないと、そういうふうに思っております。

横領及び収賄等々の汚職事件等の防止には、最終的には職員一人一人の自覚を持たねばなりません。私は理事者として信頼を得るためにもしかるべき具体的な方策として、1つは責任体制を整備すること、2つ目はチェックシステムを整備充実させること、3つ目は人事配置上の配慮をすること、4つ目は服務規律の確保に努めること、5つ目、部内監察制度（組織）を充実強化すること、6つ目が各種研修参加の推進強化等々が必要不可欠であろうと思っております。ひいては、これらが全て整備がなされた場合には綱紀粛正につながるものと確信しておりますが、これについて町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

このたびの薬品の横領、転売事件を初め、複数の職員が不祥事を起こしたことは森町全体の名誉を傷つけ、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げますとともに、今後も引き続き信頼回復に向けて全力で取り組む考えでございます。

さて、山田議員のご質問にあります職員の不祥事の再発防止に向けた具体的な提案をいただきましたことについてお答えをいたします。まず、責任体制とチェックシステムの整備充実であります。現行では各部署においてそれぞれ職員がその職責に応じた責任体制をとっておりますが、今後は現状にとらわれることなく新たな自覚のもとで二重、三重のチェック体制を構築することが重要と考えます。

次に、人事配置上の配慮につきましては、人事全体での考えになりますが、1人の職員が同じ部署に長期の配置にならないよう努めてまいります。

次に、服務規律の確保につきましては、現行規程等をより一層周知し、徹底するよう努めてまいります。

さらに、部内監察制度の充実であります。各課、部署で管理監督することは当然のことだと思いますので、1点目のご提案とあわせて意識改革を促してまいります。

最後に、各種研修については町村会主催などの研修会を活用しながら、さらに研修の機会を充実させ、職員としての自覚を改めて促してまいります。今後におきましては、これらを充実した中で職員の綱紀粛正に努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 今6つほどの関係についてご答弁いただきましたけれども、私は前に先般の4月26日の議会で同僚議員が質問をされて以来、何ら進展していないのではないかなというふうに思っております。町民は、森町はどうなっているのだと、これからどういう方向でいくのだということが全然見えてこないし、不信感を持っているということをおっしゃっております。私は、先ほど町民から厚い支持を受ける行政を行わなければならないということをおっしゃっております。これは町長、人づくりが重要なのです、人づくりが。

職員の資質向上がなければ、役場は務まっていけないのです。野球でいいますと、監督が幾ら優秀であっても選手が無能であれば試合に負けるのです。だから、この試合に勝つためには、町民の福利厚生等々に寄与するためには、今もろもろ言ったシステムづくりを構築させまして職員を上手に運用する、使っていくということをしていかなければ私はだめだと思うのです。その源となるのは町長、職員の徹底した研修が必要なのです。最近までは全然職員の研修がなかったというふうに伺っております。前回の町長から少しずつ増えているというふうに伺っておりますけれども、町村会の研修のデータ、これ新規採用職員基礎研修または昇級職員研修、中級職員研修、これ見ますと22年度が14人しか行っていない。23年度は8人しか行っていない。ようやく24年度に、昨年20人行っているのです。その前も全然行っていないということ、研修すら受けていない職員が多いということ。私は、この研修の重要性というのは、アカデミーであろうが道の研修であろうがどこであろうが行くといろんな方々に会うわけですから、研修者同士が。そうすると、その地域性のある話がいっぱい出るわけです。そうすると、森町のやり方はこれはよくないとか、いいとか、悪いとかという話になるのです。それが実となって町民の奉仕者、先ほど言ったように奉仕者の源となるわけなのです。町長は、町政のかじ取りを任されたわけですから、正常な運転までには多少時間はかかるかもしれませんが、できるだけ早く町民の負託に応えられるような、胸を張って自信を持って行政運営を行っていただきたい、私はそう思っています。町長のやる気の姿勢がいまいちちょっと私個人的かもわかりませんが、見えてこないということでございますので、もう一回ご答弁を願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員から激励をいただきまして、ありがとうございます。再答弁をさせていただきたいと思います。

本当に山田議員だけではないと思いますが、町民全体、たった何名かの職員のおかげで、そしてまたうちの職員に対しても同じような目で見られると、職員も非常に不名誉な状態でございます、これは何とか解消していかなければなりません、先ほどの答弁でも申し上げましたが、これは、やっぱり山田議員おっしゃるようにまちづくりは人づくりだと、やっぱり人材がいないと何事にも取り組んではいけない。そういったことから、昨年からそういった研修、かなり増えてきたようにも感じておりますが、私になってからも一般職員から自発的に研修に行きたいと、そういう申し出も積極的なものが見えてきております。なかなか山田議員も役場に來られる機会が余り多くないかなと、そのように感じるころであります、この7カ月、非常に職員は明るくなっております。ぜひこの空気を感じていただいて、議員からも職員に対する激励の言葉をかけていただければさらに頑張るのではないかなと、そのように思う次第でございます。いずれにしても、今年の4月から町から道に対して職員も派遣しております。そういった機会も捉えながら、とにかく外の水を飲んで、そして研修、実体験で研修する、それも大事だと思いますので、そういったあらゆる研修の機会をどんどん増やしていきながら、職員も明るく伸び伸びと町民のために仕事をするようにそういった状況をつくっていききたいと、そのように思いますことをお

答え申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 前向きなお話で、もう少しあれだなと思いますけれども、やはり町民から森町は従来から変わったと、前向きだなと、町民に対してすごく親切だ、丁寧だというような声が大きくなるような、この前のDJでないですけども、そういうふうな感じを持たせるような町長、考えていただければなと、そういうふうに思っております。職員は優秀な方ばかりおるとは思いますけれども、将来の森町の将来を担う職員の方々ばかりですので、より一層気構えを強くしてぜひ行政の運営に邁進していただければなと、そう思いますので、最後の抱負だけお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再三のご激励だと、そのように感じております。そのように先ほども同じ答弁を繰り返しておりますけれども、やっぱり職員に達成感や働きがい、これを植えていきたいと、そのように思っております。私の指導力、そんなに大きくはないかもしれませんが、行動力はございますので、それと同時に職員の成長ぶりをぜひ役場に足を運んでいただいて、山田議員からもいろんな檄を飛ばしていただく中で成長していくと思いますので、よろしく願いを申し上げながら答弁とさせていただきます。頑張ります。

○議長（野村 洋君） 町職員の服務規律の厳守についてを終わります。

以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、4、庁舎、各館の喫煙場所について、災害時における住民の避難誘導と周知改善等について、11番、小杉久美子君の質問を行います。

初めに、庁舎、各館の喫煙場所についてを行います。

○11番（小杉久美子君） それでは初めに、庁舎、各館の喫煙場所についてをお尋ねいたします。

先日、町民の方から1枚のはがきが届きました。はがきの内容は、町の施設等の喫煙場所についての文面でした。1つには、議会傍聴に行くとなばこのにおいがして空気が汚れている、また公民館2階講堂で行われる講演会等に行くとロビーはたばこの煙で充満しているなど、たばこを吸わない町民への健康を心配しての内容でした。以下、お尋ねいたします。

1点目です。町民の健康を守る立場からすれば、人の出入りが多い庁舎内、また公民館等に独立した喫煙室が必要と思うが、町としての考えはいかがでしょうか。

2点目です。町内にある施設、各館での喫煙場所や指導はどのようになっているのか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

健康増進法第25条に規定された受動喫煙の防止については、受動喫煙防止対策についての局長通知の中で必要な措置の具体的な留意点を示しているところであり、当町としても

分煙対策などに努めてきたところです。

まず、1点目のご質問についてですが、役場庁舎については1、2階に喫煙室と議会傍聴室前に喫煙所をそれぞれ設けているところです。議会開催時には禁煙の張り紙を掲示させていただいておりますが、守られていない状況もあり、今後はさらに禁煙が守られるよう周知対策をしております。また、さらなる分煙対策に向けては関係部署を含めた内部と協議をしながら方向性を検討しております。

2点目のご質問についてですが、現在町の各施設において町民の方の出入りのある施設は分煙等の対策を講じているところであります。しかし、各会館等においては分煙に取り組んではおらず、指導も行っていなかったのが現状であります。今後使用団体、使用状況も踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。公民館につきましては、教育長が答弁いたします。

私からは以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、公民館の部分につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、森町公民館では2階ロビーの一角と1階事務室の中の2カ所を喫煙場所として設けております。この間、公民館を利用する方々からの禁煙、分煙等についてのご意見、ご指摘等をいただき、検討を重ね、分煙対策を講じてまいりましたが、近年受動喫煙の防止については町民の皆様の関心も高まっております。公民館は社会教育施設であり、不特定多数の町民の方々、またたくさんの子供たちが利用することを考えますと、建物内の禁煙に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） ただいまご答弁をいただきました。庁舎あるいは公民館においては分煙機の設置場所をしているということですが、他の施設等ではまだ設置されていない状況で、今後も分煙機の検討をしておりますというご答弁をいただきました。確かにこの分煙機、私もちょっと調べさせていただきましたが、安いもので1台15万、あるいはまた30万くらいまでの値段がするみたいですけれども、町長が今ご答弁いただきましたように町民の利用度の多いところからやはり設置していかなければならないのかなというふうに思っております。また、平成15年5月に施行されました健康増進法第25条において受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならないという健康増進法がスタートしまして今年で10年目を迎えるわけです。今教育長のほうからもご答弁いただきましたが、公民館は全面禁煙宣言をしていただけるということで、この全面禁煙というのは渡島振興局においておいしい空気の施設一覧という施設が登録され、また何かステッカーですか、そういうものも施設内に表示されるというふうになっております。公民館を利用される方は子供、あるいはまた高齢者等も多いことから、本当に望ましい決断をしてくださって敬意を表するところでございます。

最後に1点お伺いしたいのですが、先ほど申しました各町内会の町内会館ですかね。そういうところの今後の計画等について考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉さんの再質問でございますが、今の世の中、愛煙家の方々には大変申しわけないのですが、厳しい法律が施行されて、私も元喫煙者でございますので、6年前にやめましたが、非常に健康には重要なことでございますので、これはやっぱり考えていかなければならないものと、そのように考えております。

先ほどの私の答弁の中で1点、各会館に分煙機を置くように聞こえたのかもしれませんがけれども、分煙機ではなく分煙に対して取り組んでいくと、対策を講じていくということでございますので、ちょっとご理解を願いたいと思います。そういったことから、非常に各会館、喫煙者も大変多いように伺っておりますので、それぞれ町内会の方や町内会連合会の皆さん方とちょっと分煙、禁煙等につきまして、いろいろとお話を伺わせてもらっていく中で検討を進めていきたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 1点目の質問の中で、独立した庁舎内、公民館等、これは禁煙宣言した公民館はよろしいのでしょうか、庁舎内においては町民の出入りも当然多いことながら独立した禁煙室、そういうものの考え方はどうなのか、最後にお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 健康に対する再々質問で、これはもう重要だと思っております。今現在のところ、庁舎の1階のほうには本当に隔離された喫煙室があります。しかし、2階のほうにはございませんので、当然きちんとした分煙室を設けるかどうかも含めましてこれから議会の議場の入り口と申しますか、傍聴室ではなく、そこにあるものも含めてちょっと使用される方々とも検討していきたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 庁舎、各館の喫煙場所についてを終わります。

次に、災害時における住民の避難誘導と周知改善等について。

○11番（小杉久美子君） 災害時における住民の避難誘導と周知改善等についてをお尋ねいたします。

今年3月に津波ハザードマップが各家庭に配布されております。各地域、また各施設の

海拔が記され、一目でその場所の海拔がわかる内容になっております。東日本大震災で得た教訓は、津波の避難は遠くへよりも高くへ避難というのは個々常識になってきているところです。しかし、森地区の場合、沿岸のほとんどが平たんで高台までの距離が遠いというのが現状です。津波避難勧告、また噴火等避難が必要となった場合、1、高齢者、要支援者等の避難誘導體制はどうなっているのか、また避難命令は防災行政無線で住民へ周知しているが、これまで聞こえない、何を言っているのか聞き取れない等の声があります。以前町民より個人負担での戸別受信機設置の要望があり、検討したいと答えているが、検討されているかどうかお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問についてですが、災害発生までに予兆のある噴火災害を例にとりますと、第1次避難区域の住民に対し、居住地域にかかわる噴火警報レベル4、レベルフォアの避難準備の広報を行った際に避難活動が困難であったり、高齢者やひとり暮らしのため自宅にいたことが不安な住民に対しては自主避難を進める広報を実施いたします。また、在宅療養者など自力または家族だけでは避難が困難な要援護者等につきましては、避難に時間がかかり、避難勧告が発令されてから避難するのでは遅いので、この段階でなるべく第1次避難区域以外の施設に避難していただくことになります。

次に、津波による避難が必要となった場合ですが、住民への広報体制として町、消防、警察などの広報車両並びに防災行政無線による情報伝達を実施いたします。要援護者対策といたしましては、先ほどお話しいたしました広報のほか、町内会、消防団など地域住民のご協力を仰ぐ旨、森町地域防災計画並びに地震津波避難計画の中で定めております。今後は、これらの計画で示される災害時要援護者の把握、緊急連絡体制の整備、避難体制の確立などについて防災マスターの育成や防災士との連携を図りながら地域に説明し、高齢者や要援護者等の誘導體制を確立してまいりたいと考えております。

2点目のご質問についてですが、災害時の避難情報につきましては防災行政無線によるところが非常に重要と捉えております。先ほど三浦議員からのご質問の際にもお答えしましたが、現在森町では防災行政無線をアナログ方式で利用しております。また、防災行政無線の戸別受信機につきましては1台当たり4万2,000円の購入費用が必要となります。今後法律改正によりデジタル方式への変更を余儀なくされた場合、仮に個人負担でご購入いただいた戸別受信機につきましても使用できない状態になることも勘案していかなければなりません。しかしながら、町民の皆様から個人負担での設置要望があるのであれば、要領、要綱等の整備も含め改めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 1点目の避難誘導體制の件について再質問させていただきます。

これから防災計画に沿った形で町内会と連携して進めていくことと思いますけれども、当然に今までの経過を見ていると行政側だけで進めていくのがちょっと目立っていたかの

ように考えております。重要なのは要支援者、1人ではちょっと避難が難しいという方に誰が手をかすのかという、そういう組織づくりができている町内会もございます。私が心配するのは、できていない町内会において早目にそういうことを進めていく、これは行政で進めることはできないことなので、各町内会に持ちかけてそういう体制づくり、そこからスタートしなければならないのかなと考えております。

それと、もう一点、避難時の対策なのですけれども、蛭谷地区には津波の場合、国道から山側に高台があるわけですね。避難道を見ると、どうしても縦に逃げなくてはいけないのに横の道路を使って避難するというのがあるわけですが、あそこに避難階段のようなものの設置が必要になってくるのではないかなというのが1点、それと尾白内地区には防波堤の設置がございますけれども、やはり尾白内地区、また砂原地区、ここも同じで高台に、高いところへ逃げなければならないのに、遠くでなければ安全な箇所にはたどり着かないというこれが現状です、森町の場合。そういうことからすれば、途中で高い建物、遠くへよりも高くへという避難の進め方からすれば、どこか途中で高い建物などもつくる計画も今後必要になってくるのかなと思いますが、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目の戸別受信機の件ですが、防災行政無線では本当に今まで質問も出ていたかと思うのですけれども、近くに防災無線があれば本当にうるさいほど聞こえるという声も聞こえていますし、離れているところ、そういうところはやはり何か言っているけれども、聞き取れないという声があるのです。やはり有事の災害時には何よりも住民への周知が必要になってくることから、やはり戸別受信機、個人での戸別受信機の要望が出てきたのかと思われます。これは、町長がただいまお話しく下さいましたように前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

最後に、もう一点なのですけれども、先日森町で火災が発生した際に、やはり消防車が近づいてきて初めて近くの火事だとわかったという声がありました。また、この火災によって死亡者も出ております。その中で、死亡された方の家では火災報知機がついていなかったというお話も聞いております。やはり災害に強いまちづくりを施策に打ち出している町長ですから、高齢者世帯にまだ火災報知機、この火災報知機は設置義務がありますけれども、高齢者が果たして設置義務が本当に周知、伝わっているのかどうかもちょっと心配しております。できれば高齢者世帯に一部補助の考え、あるいは火災報知機そのものを設置してはどうかと思いますが、その辺についてお聞かせください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時41分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えさせていただきます。

避難に対する要支援者救助、できる町内会とできない町内会がある、そういったものは規模の大きさによって私どもも認識をしているところでございます。先般この要支援者の名簿等につきましてのそういうお話を担当課から町内会連合会の会議の席にまずこれを提案させていただいております。一応要支援者につきましての名簿等につきましての要請が町内会から必要であるという部分についてでございました。その後、町内会のほうからまだそういった部分で要望が来ておらない、そういった状況もございますので、この辺につきましてはやはり体制が整えることができないところにつきまして、今度はやっぱり消防団のお力ですとか、その地域の皆さん、もしくは役場にとりましてもこれは取り組んでいかなければならないと思って考えてございます。

それから、町内津々浦々のその避難階段とか、そういった部分についてでございますが、今これからちょっと計画されておる部分で今後やっぱり避難道、非常に各箇所、海岸線に沿って長い小杉議員さんがご指摘のように蛭谷地区ですとか、それから尾白内地区、また砂原地域におきましてもそういった箇所がございます。そういった部分の避難道を今後道や国のほうに対しても優先して要請をしていく、そういった取り組みも進めておりますことをご報告させていただきたいと思います。

また、行政防災無線の件につきましてですが、本当に緊急時については屋外の拡声器が非常に聞き取りづらい、そういうお声はたくさん町のほうにも寄せられてございます。ただし、今後、今平成25年度防災計画を策定する、その後来年度は避難等のそういう訓練も必要になろうかと思えます。今現在この防災無線、最大ボリュームで使用しておりません。その避難訓練等のときに最大のボリュームで1度実施させていただければなど、そのように考えているところです。そのときに聞こえない、それから確認がとれない、そういった部分につきましてはもう一度再検討が必要なのかなと、そのように思っております。この防災無線につきまして、先般議員協議会でもお知らせさせていただきましたけれども、平成28年の5月でアナログタイプの使用が不可能になります、これは電波法の関係で。そうしますと、それ以降についてデジタル化に変わるものですから、それに対する取り組みも町では考えていきながら、いろいろな防災に対する災害時の避難の誘導、連絡に対する取り組みを進めていきたいと、そのように考えております。

最後になりますけれども、火災による今年は痛ましいお亡くなりになった方、大変ご冥福をお祈りするわけでございますけれども、火災報知機設置に対する取り組み、今現在消防のほうでも調査しましたところ、設置率が67.6%ということに町内はなっております。今後未設置の高齢者の方々、ご夫婦、それから独居老人の方のお宅につきましてはなるべく設置していただくようにそういった取り組み、働きかけを進めていきたいと、そのように思っております。さらに、当初これが法制化されましたときに町でこの設置に対する補助制度を何か取り組んだようでございますけれども、いまいち使用率が低かったと、そういった結果がございます。この高齢者、独居老人の方々につきまして、恐らく年金暮らし

の方もいらっしゃると思います。そういったことも含めて、なるべく100%設置していただけるような方策を取り組んでいきたいと思っておりますので、こういった弱者に対する助成制度も検討の一つとして取り組んでいきたいと、こう思いますことを申し上げまして答弁にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（小杉久美子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 災害時における住民の避難誘導と周知改善等についてを終わります。

以上で11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、5、請負代金の支払いについて、ちゃっぷ林館の指定管理状況について、7番、西村豊君の質問を行います。

初めに、請負代金の支払いについてを行います。

○7番（西村 豊君） 残すところあとわずかですが、質問をさせていただきます。

請負代金の支払いについてでございます。町では、各種工事請負契約において契約書第31条に基づき、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならないとされております。現実的なことであるという請負人、業者ですが、請求した日が月末であれば翌月の20日または25日になるのか、はたまた30日に入金になるのか、それともやはり翌々月の40日までになってしまうのかわからないのであります。当月の資金繰りにきゅうきゅうしているのが実情であります。だからといって、40日目に支払うとは書かれていないため、これもまたその月をまたいでの資金調整に困惑することになっております。町では、このような請負人の実情を知っていますか。また、代金の支払いに関する業者からの要望や苦情はあると思うが、いかがでしょうか。ご存じのように町内の経済は低迷し、各事業者は何とか底上げを図るべく日夜を通して業務量の拡大に奮闘しつつ、地域貢献につなげていこうとしております。そこで、これらの事業者がともに地域で繁栄していくためにも資金面の見通しをつけることは最重要課題と位置づけられるものと認識しております。今後40日以内の期限を見直すことができないのか、町長にお考えをお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員のご質問にお答えします。

町では、昨年6月に建設業者からの要望を踏まえて、資金繰りが円滑に行えるよう当時の前金払い制度を拡大し、さらに施工途中の資金の追加投入ができるよう中間前金払い制度を導入し、請負代金の6割を工事完成前に調達できるように改善いたしました。また、契約書に規定されております工事の完成に伴う支払い期限につきましては、①としまして政府契約の支払い遅延防止等に関する法律、②としまして建設業法第34条の規定に基づき、国土交通省に設置されている中央建設業審議会作成の公共工事標準請負契約約款をもとに森町建設工事執行規則別記（建設工事標準契約書式）の中で支払い期限は40日以内と西村議員ご指摘のとおり規定されております。この40日以内につきましては、支払い期限と

ということで契約書自体の改正は考えておりませんが、町の資金調達を勘案しながら運用面において支払い期日が短縮できるよう配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） 先ほどの町長の答弁の中に前払い金または工事途中の中間払いもできますよと、それも金額が6割ということでございますが、金額の大きい金額、例えば1,000万、5,000万、1億という工事であれば、これは当然前金または中間払いというのは受けるわけです。でも、我が町ではそういう大きな工事というのは少ないです。ほとんどが100万単位とか、200万とか300万です。これを中間払いを使いなさいということになったら、これもまた面倒な作業の一つでありまして、なかなかこの200万、300万に対しての中間払いの申し込みはやっていないと思うのです、我が町の業者は。金額の大きい2,000万、3,000万、これは当然前払いなり中間払いは申し込みいたします。でも、この小さい金額、町長もご存じのように10万円の支払いで困るよという人もいるのです、業者が。それが100万の入札を落として40日間、工期終わって40日間ですよ。いつ支払いになるのだとわからないのだよ。この苦勞のこと、町長は誰が書いたかわからぬけれども、そういうものを読んでいるけれども、実際に資金繰りするということは大変なことよ。それで、僕は誤解のないように言っておきますが、決してうちの会社だけが有利になろうと思って言っているのではないのです。町に納入している全ての業者、この業者がきちっと支払えるよう決めもらうことによって資金繰りができるのです。あるスーパー、聞いた話ですよ。これはまだ確認はしていませんけれども、町に物は売らなくてもいいと。何でと。いつ支払ってくれるかわからないのだという業者もあるわけですから、ですからそういうことも考えて、金額の大きいものはいいの。金額の小さいもの、さっささっさと流すことだ。こういうことをお願いしたいということなのです。

それで、合併前に旧砂原町では支払い日を毎月第2、第4の木曜日に払っていたのです。支払いしていたのです。そうすると、例えば第2木曜日に支払いが入ってこないときは、それでは次は第4だなということで計画ができるということです。そういうことができるのかどうかというのがまず1点。

それと、今資金繰り、町の資金繰りがきちっとしていれば支払いも早目にすることも可能ですよということの答弁でございましたけれども、できれば40日以内ですから、今もう40日はかかっていないのです。かかっていません。ただ、いつ入るのか、いつ入るのかというのだけがわからないわけですから、40日以内ですから次の日に払っても40日以内なのです。ですから、検定終わったらできれば次の日に払ってくれば、お金は生きた使い道のあるお金になるわけです。ですから、そういう点を40日を見直ししてもらえるのかということの2点ですが、町長にお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 熱い再質問をいただきました。私ももともと経営者でございましたので、西村議員もご存じのようにいろいろと町に対する工事関係では当然経審を受けた

り、それから指名願いを出したりということで当然仕事を請け負う部分もございますし、当然その資金を調達する、その苦勞というのが大変身にしみてわかってございます。また、ほかにもいろいろなほかの業者でも町に対して納入されたものに対する支払いに対する非常になるべく早いほうがいいという部分での話もございました。細かい部分につきまして、小さい金額であればあるほどやはり西村議員おっしゃいますように早目の対応というのは、これは検討が必要かなと、そのように思っております。ただ、また支払い日を決めるという部分について、これは内部的にもちょっと協議をしなければなりませんけれども、今現在でも40日、最大40日ですから年度末、年末やそういった時期にはやはり業者さんも大変だろうということで、ないものは支払いできないのですけれども、出納のほうに残がある場合にはなるべく早目にお支払いするような、そういう配慮をしていると思います。全体的にこの数年、町内だけではない、道南の経済は非常に疲弊してそういう悪影響が今このところに来ていると。そういった部分では、町としても何とか地元の業者さん、そういった商売をなさっている方々、救済していくのは当然のことだと思っておりますので、これは確実にできるというお約束はできませんけれども、その業態、また業種、金額等に依りましてこの支払いが可能かどうかを含めて検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問あるのですか。

○7番（西村 豊君） 町長、検討してもらえということなので、今までも40日という日にちはかかってはいないのしょうけれども、ただ先ほど同僚議員からもありましたように企業は人材なりという話もされておりましたが、各担当職員に書類とか検定とか請求書とかが来たらスムーズに流せと、判をもらいなさいと、早く。そして決裁をしてやりなさいというようなことを町長から話をしていただきたいなと、そう思っておりますが、どうでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 大変前職の悪口になるのかもしれませんが、私はなるべく出張しないようにこの庁舎の中で作業をさせていただいています。そしてまた、決裁については今は物すごい速いスピードでどんどん決裁しておりますし、担当者も一生懸命書類づくりして出してきておりますので、その点についてはご安心していただきたいと、そのように思いますことを申し上げまして、答弁いたします。

以上です。

○7番（西村 豊君） わかりました。

○議長（野村 洋君） 請負代金の支払いについては終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

引き続き西村豊君の質問を行います。ちゃっぷ林館の指定管理状況について。

○7番（西村 豊君） お昼もいっぱい食べましたので、それではちゃっぷ林館の指定管理状況についてお聞きいたします。

指定管理制度では、協定書により管理業務の内容、町が支払う管理費用、事業計画などを定めるとなっており、最終の権限を残して指定管理者に管理の代行を委ねられております。メリットとしては、使用の許可などが可能であり、質の高いサービスの提供や経費の削減が図れるなどがありますが、デメリットとしては業務の範囲、仕様書などを詳細に協定しなければならず、弾力的な運営ができにくくなる可能性があると考えられます。そこで、管理と負担の区分については範囲を明確にして協定がされていると思いますが、ちゃっぷ林館では草刈り機の未整備やボイラーの老朽化が懸念されているほか、行政財産の使用の許可としては食堂や地元野菜販売の手続がわかりにくい事項の一つであります。

以上、これらの事案を含め施設の管理運営について町と指定管理者とどのような協定をしているのか、また施設の有効活用に関しては指定管理者が弾力的に運営できないものかお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員さんから、ちゃっぷ林館の指定管理状況についてご質問をいただきました。お答えいたします。

ちゃっぷ林館の管理につきましては、町と指定管理者とで締結しております。ちゃっぷ林館の管理に関する基本協定書に基づき、指定管理者が施設の管理運営を行っております。この協定書は、指定管理者の募集要項等の内容を含んだ協定となっており、指定管理者における業務の範囲やその業務に伴う費用の負担区分のほか、施設の有効活用として本業務の範囲外の業務も実施することができることになっております。この本業務の範囲外の業務を実施する際には、事前に町に対して業務計画書を提出し、その計画書の内容が施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内と町が判断した場合には指定管理者の自己責任と費用によりその業務を行うことができます。ただし、本業務の範囲外の業務でも施設内における食堂や野菜等の販売などの行政財産の目的外使用につきましては、法的に市町村長の許可権限として規定されているため、指定管理者が直接対応できない部分もございますが、指定管理者がより円滑な施設運営ができるように協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） 弾力的に運営ができるように町も進めたいということですが、今食堂、それから地元の野菜、農家の方々がたくさんつくったものを販売されておりますが、管理者と農家の個別に契約をしているのではなくて、いわゆるそこに町が絡まっていると、挟まっているということで、今の指定管理の業者は非常にやりにくいと。というのは、農

家の人の物を預かって、物がなくなれば、たくさん今人が入っているのです。人が入れば物は売れるそうです。そうすると、品物がやはりなくなることたまにあるそうで、これがまた弁償しなければならないような仕組みになっているのを聞いたのですが、それちょっと確認してほしいのですが、そこで物を売って10%の、1割の何かを指定管理ではいただいていると。この10%ではとてもやれないと。やはり農家の人方と直接指定管理者のほうと話をしてお互い商売ですから、それが10でなくて15%がいいのか、20%がいいのかはお互いに話をさせて町が余り絡まないような、弾力的にそういうことをやるようにしてやればいいのかと思っています。やはりたくさん入ると、どうしても物がなくなるといった傾向があるそうです。それで、そういうことがないようにたくさん人を置くと10%ではやれないと言っておりました。

それから、水道なのですが、今たくさん人が入っているもので、風呂にはやはりお湯と水、それにサウナがあるもので、水風呂で相当水道料金がかかるという話も聞いておりました。例えばボーリング工事をすれば150万から200万ぐらいで済むと、工事代金が済みそうだという見積もりなのですが、これがまた4カ月か5カ月で元が取れるというような話も聞いております。もしボーリングを掘って使える水が出れば水風呂、またほかの水にも相当使えと。そうすると、指定管理者も水道料金を安く抑えることができるよということがあるので、もし指定管理者のほうから工事の申請があれば町としてはどのような考えをするのかお聞きしたいなと思います。

それから、もう一点ですが、指定管理者に関してなのですが、町長は当選されたときに民営3事業を白紙にされました。ですが、前町長はこの3事業を何とか指定管理もしくは民営化ということにしようということで一生懸命やっておりましたが、これももしそういう場合になったときに基本的な整備をきちんとしておかなければなりません、そういう問題も含めて仮称ですが、指定管理課などの部署を置いて専門的にそれに対応するというところでございますが、町長はそういう考えがあるかないか、2点お聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問、大きく2点、1つ目は2つございました。答弁させていただきます。

この農家との……いろいろと今現在ちゃっぷ林館を指定管理していただいている業者につきましては、非常に前向きな取り組み、そして評判の良い運営をしていただいているところでございます。今後いろいろな西村議員さんご質問のとおり、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、権限等につきまして、また施設に対する仕様等につきましても非常に弾力的に相談をさせていただきながら今現在も運営をしていただいておりますけれども、その売り場、行政財産、町内の野菜農家さんですとか、そういう方がお使いになっている部分の仕様についてでございますが、直接お話しできる、きっともってお話の内容からすると商品が品切れになってしまうということなのですね。そういったときに補充をしていただきたいという、そういった要望なのかと思いますが、その部分の連絡等については町としても直接お話しする分には差し支えがないのかなと、そのように思

っております。ただ、そこに入るいろいろな業種の方々に対する許可につきまして、やはり町の財産としてその場所が公平に扱われることをまず考えなければならないかなと、そのように私思っております。個人的な建物を自分で運営する分につきましては、その営業をされる業者が直接契約したり、そういったことが非常にやりやすい部分だなと、そのように思うわけですが、そういった公平性を求める見地から一応この行政財産に対する許可としては現状どおりにまず進めていきたいなと。ただし、その販売業者さんとのいろんなやりとりについては、それは直接受けていらっしゃる指定管理者の方々が連絡して商品の補充ですとか要望はしていく分には私は差し支えないと思いますので、考えていただきたいと思います。

さらにまた、水道の料金が高くとくと。当然たくさんの方が入浴すれば、水もお湯も多く使いますから、水道料金はかさんでいくわけなのですけれども、例えば新しく井戸を掘ったとして、今現在も何かそういった相談は来ているようでございます。その掘った井戸の水の供給先をお風呂だけに限定するのか、できれば当然飲料にはきちんと殺菌して安全な水を使っていたきたい。これについては、お風呂に対するものについても当然でございます。まず、別々に供給が可能かどうか、施設の中身についても町側でもかなり途中で手を入れているようで、100%はっきりした水のルートが判断されておりません。いろいろな調査の中で進めていく中で、もし安全で、それと間違いなく使用するお客さんに対する衛生的な水が供給できるのであれば、その部分的なお風呂場とかサウナに対するそういう水に対してもこれは検討していくべきだろうなと思っているところでございます。ただ、そういったものの水の管理ですとか、そういった部分に対する費用も考えたり、当然ろ過したり滅菌したり、そういった費用もそれは指定管理者のほうで持たなければなりませんので、もちろん施設のそこまで専用に水を供するとなれば、その施設に対する改善の費用も全てご負担いただけるということであれば、これは少し考えてみなければならないなと思っております。いずれにしても、きちんとした計画を提案していただければ担当課のほうにちょっと検討させて進めたいと、そのように思っております。

そしてまた、もう一点の民営化に対しての専門の課を置いてこういった指定管理者ですとか、いろんな今後の対応をしてはどうかという議員のご提案でございますけれども、今現在の担当部署においても大体何とかカバーできるのかなと、そのように思っております。これが町有で、そして指定管理させる、そしてきちんとした町側でもそれに対する管理をしなければならない、そういった状況になった場合には、これは検討していかなければならないとは思っているところでございますが、今現在ではちやっぷ林館、それからパークゴルフ場ですか、その2カ所ぐらいしかございませんので、今現在では必要がないのかなと、そのように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○7番（西村 豊君） いいです。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○7番（西村 豊君） はい。

○議長（野村 洋君） ちゃっぷ林館の指定管理状況についてを終わります。

以上で7番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、6、燃油高騰による森町の水産業への影響について、8番、木村俊広君の質問を行います。

○8番（木村俊広君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

発展新興国の経済発展などによるエネルギー需要が高まる中、原油産出国の生産調整など国際的な要因による燃料の高騰が続いております。国内では、東電原発事故の影響による化石燃料発電へのシフト、さらには急激な円安などによる燃油の高騰が進行することも予測されます。今後燃油の高騰が続くことになれば、漁業者の生活不安に拍車がかかり、森町の基幹産業である漁業を取り巻く水産業の衰退にもつながりかねません。国の燃油対策としてセーフティーネットが構築されておりますが、加入制度であり、個々の事情により未加入の漁業者もたくさんおられます。燃油高騰は、森町だけの問題に限らず、全国的な対策が必要と考えております。しかし、森町の対策としてこの問題をどのように捉え、各関係機関とどのように連携を図ってきたのか、またどのような対策を考えているのか、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

燃油高騰は、森町の漁業生産活動に重く影響し、非常に憂慮する事態であると私も受けとめております。国では、議員おっしゃられるように漁業経営セーフティーネット構築事業等により支援対策を講じておりますけれども、その対策も十分ではなく、先般全漁連では5月29日に約2,500人を集めて燃油高騰によるさらなる政府支援を求める集会を東京の日比谷野外音楽堂で実施いたしました。一方、森町の漁業者においても漁船の速力を落とす省エネ航行や出港日数を縮減した省エネ操業と独自の自衛策を講じております。燃油高騰による森町の対策としては、国のさらなる支援策を見きわめた中で北海道と連携し、どのような対応策が可能か検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○8番（木村俊広君） ただいま町長から答弁いただきましたとおり、全漁連のほうで今の対策、1対1ですね。積み立てに対して国庫補助も対等に補助するという、そういう体制になっております。それを今後1対3までどうにか上げてもらえないものかということで要請しているわけですが、今この現段階ではまだそれが確定していないということでございます。この原油といいますか、燃油の今までの経過といいますか、値段の経過なのですが、平成18年5月時点で無鉛税で80円だったのです。それが20年4月の段階でおよそ100円、その後7月で126円、そして8月で134円、このように急激に上昇した過去にそういう経過がございます。そのときにこのセーフティーネットというのが構築され

たのですけれども、当時は要するにその燃料をできる限り、できるだけ使わないように、そういう省エネの活動をしなさいと。そうすることによって、その部分に対して、値上がりした分に対して補助していきますということだったのですけれども、それでは漁師に魚をとりに行くなと言っているようなもので全然話にならないということで、全然その制度にのっかる余地もなかったのですけれども、今回も原発の事故以来およそ現段階に至るまで大体100円ぐらいなののですけれども、今後は経済状況によってはさらなる値上げもあり得るということで、ここでやはり森町は水産、漁業があつて町が活気づくという、私はそういう構図になっていると思うのです。ということもありまして、やはり町ぐるみでいいですか、そういう1次産業を中心としたそういう町ですので、国のほうにも当然対応を要望していただきたいのですが、町長が出席している町村会であるとか、そういうところでもやはり1次産業が主体であるという、基幹産業であるという、そういう考えをお持ちであれば、リーダーシップをとったそういう積極的な働きかけというものを今後展開していただきたいと、そのように私は思うのですけれども、そしてこのセーフティーネットというのは積み立てしなければならないと、そういう事情がありまして、個々の事情があつてそういうものになかなか加入できないという、そういう方も今後についても当然出てこようと思います。やはり常に何かあるたびに国とか、そういう支援していくという、そういう方向性のものを打ち出すのですけれども、なかなか末端の本当に厳しい、そういう業者の方にまで手を伸ばす、差し伸べるという、そういうシステムづくりがなされていないということなので、その辺もあわせてやはり力のないものはどこまでも置いていかれるという、そういう構図ではまずいと思うので、その辺もあわせて市町村会等と関係機関へ働きかけてやってもらいたいと思うわけなのですけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） ただいま木村議員から再質問をいただきました。やはり漁業者ももちろんでございます。また、一方で農業者等につきましてもこの燃油の高騰というのは1次産業のみならず、運送業等、町、それから地域全体、国全体に対して影響のある、そういったものだと思っております。そういった中で、木村議員のご説明にもございました1対3に国でも引き上げる、そういった取り組みを考えていると。これは、6月5日に決定はされましたけれども、結局燃油の高くなった値段、金額、1リットル95円というラインを引かれた、それよりも上がった場合に1対3になると。それまでの間は、あくまでも現行の1対1のままであるということ、それからまた森漁協、砂原漁協のこれに対するセーフティーネットに対する加入率、こういったものにつきましても今現在森漁協さんでは

38.5%、それから砂原漁協では15.4%と。これが5月31日までのそういった状況なのでございますけれども、結局加盟していなければ幾らこういう制度をつくってもこれが適用にならない。非常に対応しているのかどうか、ちょっと見きわめが難しいような状況でございます。今後はこの制度、本当に激甚災害ですとか台風、そういった津波、そのうねり等に対する災害に対してはほとんどの地元の漁業者さん、それから農業者、林業者さんには対応するにもかかわらず、そういったあたかもちょっと取り組まないような、そういった部分については今後北海道につきましては非常に各地方、水産関係、そういう1次産業が多うございますから、おっしゃられるように町村会と、また中央要請等もでございます。そういった中で、ほかの町からも声は上がるかもしれませんが、私もやっぱりそういった救済の措置の取り組みというのを少し声を大きくしながら、みんなと相談して中央に向けて要請をしてまいりたいと、そのように思いますことをご答弁させていただいて答えにしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○8番（木村俊広君） はい。

○議長（野村 洋君） 燃油高騰による森町の水産業への影響についてを終わります。

以上で8番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、7、公民館等の建設について、国民健康保険について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、公民館等の建設についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） 最初に、公民館等の建設について質問をいたします。

東日本大震災後、国民の命を守るための建物の耐震強化が強く叫ばれ、公共の建築物の耐震診断を行い、速やかに耐震工事を進めることが求められております。昨年度は、築42年経過しました避難場所としても指定しております町公民館の耐震診断を実施しましたが、その結果と、そして老朽化が進行している現状を踏まえた上で、改築も視野に入れた上でこの対策についてお聞きしたいと思います。同時に図書館、郷土資料館も含めた複合施設としても検討すべきと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○教育長（香田 隆君） 堀合議員のご質問にお答えをいたします。

森町公民館は、年間約3万5,000人の町民の皆様に利用され、また災害発生時の避難場所となるなど極めて重要な公共施設の一つであります。ご承知のとおり、平成24年度において国の耐震診断及び耐震改修に関する指針に基づき、森町公民館の耐震診断を行ったところでございます。その指針の基準は、平成17年1月の阪神・淡路大震災が基準となっており、この基準に森町公民館を照らし合わせますと直下型で震度6強以上の地震が発生した場合、大きな被害が出る可能性が高い建物と診断されました。平成26年2月ごろをめどに役場庁舎本棟、町民体育館などの耐震診断の結果が出てまいります。その結果をもとに町

の公共施設の耐震改修や改築の計画を策定しなければならないと考えます。公民館などに
つきましてもその計画の中で検討をしていただくよう町部局と連携を進めてまいります。
また、財源の確保のための補助制度、起債の活用など関係機関との協議を進めていかなければ
ならないと考えております。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) これは……

○9番(堀合哲哉君) いいです。

○議長(野村 洋君) いいのですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 町長答弁はないのですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) では、再質問。

○9番(堀合哲哉君) 実は、耐震診断をするということは、もう既に老朽化している建物
なのです。例えば今年度やろうとしているこの役場庁舎、前年度は支所もやっているは
ずです、砂原支所、それから体育館。どれを見ても新しい建物ではないのです。教育長が
おっしゃったように、要するに震度6以上といいますか、強以上、これでは非常に被害の
出るおそれがあるという建物になっていると。では、役場を今年度やるわけですから、こ
れは想像というか、予想はできないのだけれども、状況的には同じだろうというふうに思
います。今教育長の答弁を聞いていまして、一連の診断が終わった後、優先順位がつけら
れるだろうということだと思います。その結果に基づいて耐震の補強工事を行うのかとい
うのは触れておりませんが、教育長自身。その辺が出てからの検討だとおっしゃっ
たはずなのです。耐震診断を行って基準に満たない施設があるとしたら、これは事前に工
事をしますよという意味合いで診断してもらわなければ、何の診断なのかさっぱりわから
ないのです。もし余りにもひどくなっていれば、その建物は現実使えなくなるわけですか
ら、だからそうするとその建物というのは使えないのですから大変な状況になるわけです。
だから、公民館なんかは築42年たちますので、あと5年、6年、7年先というのは当然改
築も視野に入れた検討は役場としてなされないとだめだろうという時期には達している建
物だと私は思います。今の診断結果を受けて、全て出てからいよいよ手をつけますとい
うことだと思うのです。それは、考え方ではあるでしょう。でも、今町民が利用している
のですから、今の公民館の耐震補強といいますか、今の状況から変えるにはやっぱり改築し
かないだろうというのを基本線に置きながら、今の公民館をもっと町民にとって利用しや
すい建物にしていこうではないですかと。公民館というと、どうしても七飯町や旧上磯町
にある大きな大ホールつきの大舞台つきのああいうのを想像しますが、森町では要らない
と思います、はっきり言って。あれで苦勞している自治体の姿を見ると、やめるべきな
のです。それよりも今町民の要望としていろんなのが上がっているのです。今一々言いませ

んが、それを十分活用できるような町民にとって一番いい公民館をつくっていただきたい。これが耐震診断を受けた後の本当に今がチャンスだと思います。ぜひ財源問題も含めて梶谷町長にもお話しいただきたいと思うのですが、私がしゃべってしまうと町長もしゃべりにくい部分がございますので、財源とのかかわりで無理なのかどうなのか、その辺のところを財政状況を考えながらお話しいただきたいと。

それから、教育長、私議員になってから町長それぞれかわりました。前町長のときは一切しゃべりませんでした。その前々町長のとき、いわゆる湊町長のときに私は図書館建設を何度もしゃべらせていただいた議員でございます。今の森の図書館を見ますと、あそこは耐震を調べる必要のない場所なのかもしれぬけれども、あれ調べてしまうとあそこも全部ひっかかるでしょう。それで、ああいう図書館ってはっきり言って申しわけないのだけれども、図書館でないのです。図書館の機能を果たせない状況なのです。あそこで働いている職員、館長以下一生懸命頑張っている。でも、あの建物では図書館と言える建物ではないと。本の古本屋とは言いませんが、あそこで借りて家へ帰って読みなさいという程度の話なのです。ですから、そういう機能、貸し出しというのはありますし、あそこでやはり調べることもできるとか、そのスペースがまずとれない。それから、大体本を陳列していたら天井まであるのです。非常に障がい者にとっては、何の本が並べているか見えない。それを職員がカバーしていますけれども、だけれども自分の力で行って、あるいは小さなお子さんも全部そうなのだけれども、届かない状況に置いてある本を脚立を置いて職員がとってあげている。こういう図書館って余り見たことない。そういう点からもぜひ、本を読む人が少なくなっている。要するに活字離れしているという状況のもとで、森町では図書館をぜひつくっていただきたい。そして、これが公民館の今の診断結果とあわせるならば複合施設でも結構だと思います。そのかわりそのスペースはとるべきだと思うのですが、そういうような形でやはり住民サービスを徹底すべきであるというふうに思っておりますので、教育長の教育委員会として、財源なんかは考えなくていいですから、教育委員会として教育としてどうなのかという点でお話しいただければ非常にいいお話を聞けるなと私は期待しておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○教育長（香田 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

図書館の問題につきましては、以前からも堀合議員からいろいろお話もありましたし、私自身もいろいろ考えるところがございます。ただ、もともと今の森町公民館の3階にあった図書館から少しでも町の方に利用していただきやすいところということで今のN T Tの建物をお借りして図書館活動を進めているというのが現状でございます。移ったときは前の建物の広さよりも少し広くなって、少し余裕があったということでございますけれども、毎年本も購入していただいておりますし、そういう面では今堀合議員さんが言われたように大変使い勝手がだんだん、だんだん狭いこともあって悪くなってきたということは私自身も思っております。教育委員会としての希望を言えば、やっぱり本当に町民の方々が一つの憩いの場でもあるし、本も読める場所ということで図書館というのは大変望ま

しいことだというふうに私も思います。だけれども、私も役場の人間ですので、やっぱり財源の問題を考えないわけにはいかないということもございますので、大変苦しい答弁しかできませんけれども、希望と現実の問題を考えれば、なかなか建てますということには私の口からは言えないということでご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 私のほうから、また堀合議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

財源面を考えると、皆さん、議員さん、堀合さんもお存じのように2年後に合併後10年間特別算定していただいている地方交付税もこれが算定がえが終わります。その後は激減緩和されて徐々に財源が厳しくなっていくという部分については非常に有効利用、また有効的な使い方、無駄な使い方は本当にできないと、そのように考えているところでございます。ただ、今現在、今年度、25年度中に役場本庁舎と、それから町民体育館の耐震診断が終わりますと、これで町内の一応耐震化に向けた調査が終了すると。それと、避難計画ですか、について平成25年度防災計画が終了いたします。そういう中で、役所としての公共的な施設が一体どのようなものになるのが今後望ましいのか、今度は考えていかなければならない、そういう時期に入ってくると思います。そういったところでは、いろいろな公民館について、それから図書館、郷土資料館につきましても大きな財源を必要とする、そういうふうな予想がされます。しかし、いろんな今3.11以降災害発生時の避難場所等の一つとして、さらに使用頻度が先ほど教育長からの答弁でもございましたけれども、公的な施設では非常に高く、そして町民にとっても必要不可欠な最も重要な公共施設であるというのは私も認識をしているところでございます。堀合議員おっしゃるように図書館も非常に手狭な環境であって、郷土資料館や他の施設についても老朽化がまず顕著だということは議員の皆さん方のみならず、私も考えの中であって、町民の利便性を考えたときには可能であれば何とか複合施設として取り組むかどうか、その判断はしないとしてもこの案として今後検討していく必要があると考えるところではございます。そういったところから、堀合議員の提案につきましては、まず森町の町民の希望でもあるというふうに私は捉えています。そういったところから、長期的な計画になるかもしれません。そういった中で有利な財源の獲得という、そういう努力を重ねながら今後具現化を目指して勉強をしていきたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（堀合哲哉君） たくさん聞きたいことあるのですけれども、ただ、今財源問題のお話ですけれども、要するに合併をして優遇措置的なものが終わって、だんだん地方交付税を含めて減額されていくだろうと。そうしますと、そういうお話を聞きますと、今耐震診断を何カ所もされても私どこ一つも手つかないのではないだろうか。今後10年後、20年後のスパンで考えたときに、森町の財政がよくなることあるのだろうか。もっともっと

厳しい状況が今後待ち受けるとしたら、例えば図書館で八雲町並みの図書館をつくると大体7億というのですから、お金出てこないです。厳しい状況に向かっている、これは考えてみたって出てこない。出てこないということは、これは公民館100年使うのかなと思ったりするわけ。だから、そんなことあり得ない。だから、そうするとどこかで決断が必要なの。ただ、無謀な決断はだめだとしても梶谷町長のようにやっぱり慎重には慎重と、そしてやれば絶対私はこれが大きな負担になって後世に残すという話ではないだろうというふうに思っております。

何か先日の議会運営委員会で聞きますと、財政調整基金の積み立ても20億を超えましたと。これ全部使えと私は言うておりません。ですから、これを全て使えということではなくて、これをどんどん、どんどん今後の財政状況でやったら財調自身も減るだろうと。減って行って、減って行ってといったら、こういうものに着手できない。だから、ぜひ1年後、2年後の話でなくて、ぜひこれは真剣に考えていただきたい。お話によると、試算ですよ。公民館に耐震工事を行うと、エレベーターをもしつたとして大体7億円近いお金がかかるといえるでしょう。それは補助も入るから、もっと町の持ち出しは少なくなると思うけれども、それならばいっそのことやってしまえという考え方というのは、当然私のようなのも出てくるのだと思っております。その辺の考え方だと思いますので、今後よく状況を見ながら検討をしていただきたいと。検討もただの検討では絶対建ちません。やる気で検討してください。それが結果的にどう判断されるかというのは別にしてもやってください。教育長もおっしゃってくれましたけれども、要するに1日単位にすれば100人弱の利用者が年間あるのだよというお話だったと思います。図書館の利用者もかなり貸し出し冊数も多いというお話も聞いております。ぜひその点も含めて今後の改築へ向けての検討をしていただきたい。多分梶谷町長は、それよりも優先される部分があるのでないだろうかというふうで、これ今耐震診断以外で町長として建物を改築等を考えるならば、ここを優先というのはお考えになっているのなら、ひとつその辺もお聞きしておきたいなというふうに思っております。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員さんから再々質問をいただきました。いろいろと熱い町民に対する思いが伝わってまいります。財政出動、本当に許すのであればいろんな施設、建物を次々に計画的に改修していくわけでありますけれども、やっぱりたとえ20億今基金が増えたとしても今後また何がしかのときに財源出動が必要になる可能性もございます。ただし、そんなことを言っておきながら先ほどのお話の中にもございますように震度6強の地震が来たときには危険な建物、それをそのまま町民に使わせるというのもこれは一方で町としてちょっと無責任ではないかと、そういうような考えもございます。万が一、うちは複合的な駒ヶ岳災害もございますので、万が一何がしかのときに、では逃げて町民を一時的に避難させるものがあるのかと申されれば、今現在のところは恐らくどこにも収容できる場所はないと思います。そういった観点からもそこまで、実際に建てるまでに、

直した、改築移転するまでの間に、万が一それまでに何かあったらどうするのかと。そういったときには、やはりこれは非常に申しわけない思いでいっぱいでございますけれども、まず防災計画の中には古い施設の中にいたときの命を守るその方策、そういったものの中には入ってこようかと、そのように思いますので、現在のものを何とか壊れる前まで、直下型が来るとか、そういったものが来ておかしくなる、壊れるような、そういうふうになる前に何とか町としては順番に一つずつでもいい、一歩ずつでもいい、整備をしていきたいなと、そのように思うところでございます。先ほど公民館の耐震補強をした場合のおおむねのご予算も堀合議員おっしゃっていただきましたが、それと比較しても例えばそんなに費用対効果、もっと高い費用対効果で取り組めるような改築移転の方法、それからまた財源がありましたならば、そういったものを探しながらも今後目指していきたいなと、そのように思いますことをご答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公民館等の建設についてを終わります。

次に、国民健康保険について。

○9番（堀合哲哉君） 最後になると町長優しくなって、何か公民館あすにでもできるのではないかと感じたりしますので、ひとつよろしくお願いします。

次に、国民健康保険についてお聞きをいたします。国民健康保険法は、第1条で社会保障及び国民保健の向上に寄与するための制度として規定しています。国民の命と健康を守るための制度が高過ぎる保険税、取り上げられる保険証、そして手おくれ死亡事件の発生など国民健康保険の目的とは逆行するものになっており、制度の改善は喫緊の課題でもあります。以下、お聞きいたします。

1番目、国保税の負担軽減のため国庫負担の増額を要求し、町としても国保税の引き下げを検討すべきと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目、国民健康保険法の目的から資格証明書や短期保険証の発行、差し押さえをしないように努力すべきと考えますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

3番目です。国民健康保険法第44条は窓口負担の減免制度をつくるように定めておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 国民健康保険についての堀合議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、堀合議員のご質問のとおり国民健康保険は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、被保険者が安心して必要な医療が受けられる社会保障制度でなくてはならないと考えております。国民健康保険は、制度化された時代と比べますと加入者層も大きくさま変わりし、加えて高齢化の進展と医療技術の進歩等により医療費は増嵩し、それに伴い国民健康保険に要する費用に充てる目的税である保険税の負担も増えております。国民健康保険税は、被用者保険の事業者負担に当たるものがないため、国は国庫負担を定めております。国民

健康保険税負担軽減策を進めていく上で、財源基盤の支援措置は欠かすことはできません。以上のようなことから、堀合議員ご提案のように国庫負担を見直し、増額を強く要望していきたいと考えております。

2点目のご質問ですが、国民健康保険税の滞納の取り扱いにつきましては、国民健康保険事業の健全運営を念頭に負担の公平をもって措置要綱、要領により進めているところでございます。措置要綱では、資格証明書や短期保険証の適用をするに当たり滞納理由、資産や収入等の生活状況及び公費負担医療の受給状況等、これにつきましては重度、ひとり親等でございます。あわせて納税折衝、誓約状況について考慮し、進めております。資格証明書発行後にあっても医療受診の必要が確認されれば資格証を解除し、保険証を交付することも行っております。差し押さえにつきましては、本当に生活困窮で納付が困難なのか、また緊急で医療受診の必要性があるのかを最初に見きわめて判断し、担税力、要するに税金を支払う能力、それがあってもかかわらず、納付を拒む方については滞納処分を実施して生活困窮者については執行停止をする等の配慮をしております。

3点目のご質問ですが、国民健康保険法第44条では特別の理由がある被保険者に一部負担金を支払うことが困難であると認められる方に対しての措置として2点ございますが、1点目は一部負担金を減額する、2点目としては一部負担金の支払いを免除することができるとされております。現在森町では、国基準を持って森町国民健康保険条例施行規則により一部負担金の減免等の申請を受けております。国基準は、入院療養を受ける被保険者の属する世帯、また収入にあっては世帯合計所得が生活保護法以下、預金金額が基準額以下等の減免の対象範囲や減免額の基準が定められております。国基準と相違する独自基準に対しましては、特別調整交付金による補填はしないとされているところでありますが、検討し、減免申請の手続等に関する要綱の整備をしてみたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） 非常に国民健康保険法の趣旨からして、今のいわゆる国がしっかり責任を持つのだというのが国民健康保険法なのです。自治体の責任が100%ということではない。私は、100%は国の責任でしょうというふうに思っておりますので、梶谷町長が1点目で国庫負担の増額を今後要求していくというお答えをいただきましたので、これは安心をいたしました。実は国庫負担を減らしてきた、これは1984年までさかのぼってしまうのですが、結局今は、その当時は医療費に換算して45%の定率国庫負担だったと。それが1984年に改められてしまって、実はこれが給付費の50%。給付費というのは、窓口負担が3割ですから、実際給付が来ている部分というのは7割なのです。7割の50%というのが35%なのです。35%に、実はそれに高額医療費分若干ありますので、38.5ぐらいの計算になります。ですから、これは医療費ベースで見ると38.5ですから、ここで6.5%、7%近くが国庫負担から削られてきているという状況なのです。それから、事務費だとかいろいろ

これ削除されてきておりますので。

それから、もう一つ特徴的なことは、北海道からあった補助も現実にはなくなっている。道にも責任あるわけです。法的な部分でいうと、実はここに国及び都道府県の義務というのが第4条に載っております。都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならない。口で言ったってだめなのです。あなたたちに責任ありますよということなのです。ですから、以前は道からの補助もあったのですが、だんだん、だんだん道も財政難だというような理由で実はこの医療、福祉の分野を削っていくわけです。それで現状になるのです。ですから、早く言えば1984年前は町の国保財政もマイナスになることはほとんどなかったと思います。ところが、これを転機に大きく自治体では一般会計からの持ち出しが進んでいきます。それを意図した国の政治ですから、実は地方自治体も一犠牲者になっている。

では、今度加入者の部分なのですが、地方自治体もどこまでもどんなことがあっても一般会計でどんどん、どんどんお金を入れられなくなるから、今度は保険税を上げるという仕組みをとります。保険税を上げると、支払いたくても支払うことができない人が出てきてしまうのです。滞納者につながってくるわけです。またまた保険税が上がらないからどうするかといったら、また保険税を上げてしまうと。ますます払えない。国はどこに力を入れるかといったら、一方で保険税をみずから基準を示して上げれ上げれと言っている割に、今度は資格証明書の発行を抑えなさいという形で進めながら実は差し押さえ、これを強化をしていくのです。森町も差し押さえとかやっていると思うのですが、差し押さえも町長が先ほど言ったように負担能力があって、物すごい資産があって、お金もある人から押さえるのならいいのだけれども、さっぱり預金もない、生活を見たら大変だということもまさか差し押さえなんて行っていませんよね。それはあと確認だけさせていただきたいと思います。ですから、もらえるところからもらうという感覚ではなくて、その辺町長がおっしゃったように悪質だという部分があると思います。悪質かどうかというのは非常に基準で難しい部分あります。それは、職員の皆さんが1人の判断ではなくて総合的な判断をした上で悪質かどうかを決めなければ、間違った判断になる場合があるのです。だから、その辺のところを今後も気をつける必要があるのではないのかと。こうだとは言いませんけれども、そういうのにはきちっと気をつけていただきたい。

そこで、引き下げなのですが、引き下げ問題、梶谷町長が国庫負担をもとに戻してくださいと要求をすると。国でもとに戻すと、およそ今1兆2,000億円が全国にばらまかれることとなります。1兆2,000億円で計算すると、単純に1人3万円の国保税の引き下げが可能なのです。4人世帯でいけば実は12万円。国保税12万円なんかされたら、余りに下がり過ぎてびっくりしてしまうのだけれども、そういうのが実は可能になってくるということなのです。ぜひ町長にお力をおかりしながら、その辺の要求を町村会を通じてぜひ上げていただきたいなというふうに思っています。

それから、資格証明書、短期保険証なのですが、これ資格証明書は出さないという、こ

ういうことはできないのでしょうかね。全国のある自治体で資格証明書を出さない自治体があるのです。それは、税の徴収を含めてやはり相手と直接会っていろいろなお話をする中で、そんな圧力をかけるような権力を行使して払わないからこうするのだという、これではやっぱり税自体も集まらないのだと。やはり日ごろ役場職員と町民との関係をしっかりと築きながら、そういうお話をしながら別な方法でやっていけますよと、そのほうが収納率伸びてしまっているのです。ですから、そのこともぜひ検討してください。国だとか道とかうるさく言うてくるから、そんなものに負ける必要ないので、ぜひそういう点も留意してやっていただきたい。この町では、資格証明書は出しておりませんよというようなことを言えるのではないかと。

それで、3番目ですけれども、先ほど窓口負担の関係でおっしゃいました。実は、要綱の整備を今後していきたいということですので、ぜひ進めてください。それで、私はこういう世の中ですから、首切りで失業をしてしまったとか、突発的にお金が入らなくなった、こういう方も当然生まれます。ただ、町長もおっしゃっていたのですが、やはり生活困窮者という部分で恒常的にお金がやっぱり収入少ないと、こういう方も森町に現実にはいます。生活保護を受けておりません。ですから、こういう人たちが国保税を払って、そしてさらに病院の窓口で3割負担を払うとなると、なかなか病院のほうへ足向かない。ですから、そういう状況を打破するためには、ぜひ窓口負担の対応をしていただきたいものだというふうに思います。これができれば、森町は地方自治体として国民健康保険法に基づく事業を展開していると私は思っておりますので、先ほどの話ではないけれども、ぜひ地方自治体の精神を発揮するならば資格証明書、短期保険証、これらを発行も十分考えながらやっていただかないと、何か役場機関が町民に対する収奪機関といいますか、そこでもう壁をつくるのです、対町民に。あれは悪い人だとか、こういう感じで。だから、その辺のことを直さない限り、先ほど同僚の山田議員がお話ししていましたが、私はそこに結びつくだろうと。それを徹底的に町民を従わないからやっつけるという方式では、この町はよくならない。町民も自治体に対しての愛情が何にもなくなるということにつながると思います。ぜひ心の優しい梶谷町長でございますので、その点ぜひ今後の町政で生かしていただきたいと、以上を述べまして質問にいたします。

○町長（梶谷恵造君） いろいろとご要望と、また町の町民に対して思いやりを持ったこういう健康保険、国民健康保険についても政策を取り組んでくれという議員からのエール、叱咤激励だと、そのように受け取ってございます。本当に2009年のリーマンショック、いろんな問題につながってきているわけでございますけれども、そういった部分から国の中央のほうでのいろんな財政破綻、いろんなものが最終的には本当に原因をつくったものではない地方自治体の町民の背中にずしんと重くかかってきていると、そういうような状況ではないかなと思っております。先ほども最初のご質問でも申し上げさせていただきましたけれども、国庫負担の増額ですとか、やはり町民を守るためのいろいろな方策、それと何よりも本当に悪質な部分に対してはやっぱり毅然として担当職員も今行っております。

ただ、それがやはりややもすれば取るためのいじめのような、そういったことにはならないよう、きちんとしたルールの中で町民に対する思いやりを持って進めていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくご理解をお願いを申し上げながら答弁とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくどうぞ。

終わります。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。

○9番（堀合哲哉君） はい。

○議長（野村 洋君） 国民健康保険についてを終わります。

以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 休憩しますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） あと2人です。頑張りましょう。

それでは次に、8、森町公式ホームページの管理について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

森町公式ホームページの管理についてということで、現在自治体のホームページを利用した情報発信が常識となり、自治体の情報発信や町民を初め町外の人との情報交換などホームページの活用が重要となっております。しかしながら、森町のホームページを見る限り、十分に活用されているようには思えません。そこで、以下ホームページの管理について何点かお聞きしたいと思います。

まず、1つ目といたしまして、他町村と比較してどれぐらい活用されていると考えているのか。これについては、実際にその数字があればと思うのですが、なかなかないのかなと思いつつ、とりあえず何かあれば、そういうのが比較できるものがあればお話ししていただきたいと思います。

2つ目には、ホームページの活用の活性化策を今後考えているのかについてです。

3つ目に、過去のコンテンツの保存はどのようになされているのかです。

4つ目に、そのコンテンツを森町文書取扱規程とか森町情報公開条例という文書とか公文書であるとみなすのかどうかをお聞きいたします。

5つ目に、行政情報のホームページでの掲載と新聞など、あと町の広報紙などとのどうしてもタイムラグが発生するかと思います。その場合の対処方法を何か考えているのかどうかをお聞きします。

最後に、今後ホームページの運用管理規則のようなものを設定しなければならないと思いますが、そして町民参加を今後考慮した管理運営が必要だと思いますが、いかがお考えなのかお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

森町公式ホームページの管理について、1のご質問ですが、近年他町のアクセス状況を正確に調査したことはございませんけれども、昨年度の森町の全ページのアクセス数、およそ80万アクセスとなっており、年度による差はございますが、おおむね年間10万アクセス程度増加していることから、公式サイトを活用は年々使用増加傾向にあると判断しております。また、昨年より導入しました公式フェイスブックでは主に観光情報を取り扱っており、統計上毎月約5,000人弱の方々へより密接な情報提供を行えていることから一定の活性化効果が出ているものと考えております。

2点目のご質問についてですが、自治体公式サイトは従来のような広報媒体という概念から電子自治体のもととなる電子窓口へと変化しつつあると考えております。この考えをもとに公式サイトでは、特に閲覧のしやすさと情報アクセスのしやすさを重視したデザインの小規模リニューアルを行っており、初めての方、再訪問される方が便利に活用されるよう創意工夫を行っております。このほかにもユーチューブを利用した動画配信やフェイスブック、いわゆるSNSの活用といった多様な手段による情報発信を行っておりますので、公式サイトのみならず、インターネットを利用した電子媒体全体における活用の活性化を図ってまいります。なお、SNSにつきましては、現状は主に観光情報の提供を行っておりますが、その機動力を生かし、災害時には防災情報の提供も考えておりますことを申し添えます。

3点目のご質問ですが、当町の公式サイトは自動的に掲載管理が行われるシステムを利用しており、過去のデータはある一定数自動保存されております。ただし、お知らせにつきましては各担当課からの要請により、ある一定の期間が過ぎたものについては非公開としている場合がございます。

4点目のご質問ですが、現在法律上でもウェブサイトが公式文書に当たるかどうかの明確な判断基準はございません。それぞれの場合によって判断が分かれるところでございます。当町の公式サイト等につきましては、職員が採用しているものの森町情報公開条例第2条第2号アで町の刊行物、新聞、雑誌等に準ずるものと認識しておりますので、公文書ではないと判断しているところでございます。

5点目のご質問ですが、公式サイトはその機動力が一番の利点であると考えておりますので、即座に掲載しなければならないものについては即時掲載を行っております。しかし、公募情報等の場合等に関しましては広報紙の配布日にもあわせた掲載を行う場合もございます。

6点目のご質問ですが、現在公式サイトに関する運用管理規定等はございません。掲載内容や方法については各担当課に周知しており、特に問題は発生しておりませんが、必要に応じて規定等の作成を行ってまいりたいと思っております。また、町民参加を考慮した管理運営については今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますことを申し添えまして答弁いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○４番（松田兼宗君） まず、有効に……80万、10万ずつアクセス数が年々増加しているというのがありました。それは、多分それなりのフェイスブックとかユーチューブなりを使った形での情報発信をしているからなのかなというふうには思ったりもします。それはそれでよろしいのですが、どうも私が見る限りページごとの温度差があり過ぎるのかなと。観光のページというのは、主に町内の人というよりも町外の人向けの情報になると思いますので、とすれば多分この10万ずつアクセスが多く増えているというのは町外の人が見に来ているのかなというふうには思ったりもします。そういう点では、観光面ではいいと思うのですが、一方でせっかくホームページの性格ということからすると、もっとビジュアルに気をつけるというかな。そっちのほうを考えるべきなのかなというふうに思ったりもする部分もあります。例えば観光情報は、比較的イベントとかのあるごとの情報を載せていくという形になるのです。それで結構アクセスというのは、外からの注目している人たちは見ている人が多いのでしょうかけれども、例えばからまつの森の分譲なんかを例に挙げますと、ほかにも結構そういうのがありますが、単に分譲している写真を載せて終わり、それは多分パンフレットとかそれを載せているだけなのです。せっかくそういう部分が……ではもっと有効な活用の仕方があるというのはやっぱり写真とか、例えば区画ごとのがあるわけですから、残っている区画が。それについての写真とか、だからどういう状況なのかというのがあれでは全然わからない。だから、そういうものが今後大事になってくるのだと思うのです、使い方としては。

だから、単に今まで当初のホームページというのは、つくればよかったというところがあったのだと思います。それが時代が動くにつれて、フェイスブックを利用している部分に関してはアクセスが増えているのだと思いますし、もっとほかの課の部分でそういうふうな形で考えたり、活用の仕方をしていったらもっと有効になるのかなと。特に対外的な部分で地域間競争、市町村間の競争が激しくなっている中で今後勝ち残っていくためには最も有効なホームページというのは手段であるだろうというふうには私は思いますので、その辺どういうふうに今後展開されるのか。これというのは、結局各課に任せていますよね、今。そうではなくて、管理している人間に責任を持たせるというか、そういう部分をやらないと結局そういうふうにはならない、各課に温度差がありますから。その辺を考えてちょっとやったほうがいいのかなと思ったりもしていますので、その辺今後どうするかをちょっとお答えしていただければと思います。

それが１と２に関してなのですが、そして２つ目のコンテンツのことに関してなのですが、多分CMSというやつを使って多分その中でやられているのだと思うのですが、自動的にされているのだと。それというのは、何でもこういことを言うかということ、どうも情報の更新がそれこそ課によって、物によってすごく速いのと遅いのが、もう何年も前のままの状態もあるわけです。とすれば、前の情報がどうなったのか。例えば観光のページだと最新のは載っかるのですが、いつどういうふうにと比べる場合に、非常にどこがよ

くなったのか全然わからない、ずっと毎日見ているわけではないわけですから。その辺の問題と、どうも先ほどの答弁では公文書ではないという言い方していますけれども、多分町の広報紙と同じ感覚、それは対象外になるはずなのです。だけれども、それは文書として残っていますから、常に過去何十年と残っているはずなのです。だけれども、ホームページの場合ちょこちょこ更新した場合だと、その前の情報というのはもうわからなくなってしまう。そういう場合に、では実際に現在と確認をする場合にできないということになるわけです。それを何とかしなければならないのではないのというふうには私は思うわけです。

それと、それはタイムラグの問題もあるのですが、例えば先ほどの答弁の中で多分求人情報なんかが新聞だと現実にあったのだと思うのですが、ホームページのほうでは早い時期から載っているのに、いざ新聞に載った時点ではもう何日もなかったとか、そういう問題が出てきているのだと思います。だから、そういう問題をどう今後対処していくのか、優先すべきなのか、ホームページのほうを。それとも、文書で紙の媒体で出る場合はおくれても仕方がないのだという判断をするのか、そういうところが差別というか、そういう部分になってくるので、今後その辺を考える必要があるのだと思いますけれども、その辺どう思うかということです。

それと、ホームページの運用管理規則についてですが、以前、2011年の12月の一般質問の中で私、前町長に対しても同じような質問をしています。そのときは、当然ホームページの重要性というのは誰でも今は常識、重要なのは誰でもわかっている状態なので、当然やるとは言うのです。それからもう1年以上たっている状態の中で、では実際どう変わったのかというのがちょっと考えれば、そうではない、変わっていないのではないのという気がしますので、それにはやっぱり町外の誰が見るのか、見る人の側に立ったつくり方をしていかなければならない。そのためには、いかに町民を含め、町外の人も含めてホームページについてとか、森の町についてのいろんな情報を発信してくれていますから、現実には。その人たちをどう取り込んで活用していくのか、必要なのだと思います。それには、やっぱりきちとした運用の仕方とか、そのコンセプトというか、ホームページをどういう方向に持っていくのだというようなことをきちと押さえていかないとだめだということと、先ほど言いましたように責任者というのは各課に任されているということになるとそれができないのだと思いますので、再度この辺は早急に対処していかなければならないものだというふうに私は考えていますので、その辺を含めまして、ちょっと飛んでいる部分もあろうかと思いますが、再質問にしたいというふうに思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） ホームページに関して、松田議員さんから再質問をいただきました。最近いろいろと旅行をされる方も大変多うございますし、旅先の情報を入手したり、また町内ではどのぐらい使われているのか、ごらんになっているのか、ちょっと確認はされておられませんけれども、年々アクセス数が増えているということは世の中だんだんそういった方向に向いているのかなと、そのようにも考えて、今後もちろんいろんな機会でお話しされておりますように森町としても3年後の新幹線、函館の開業に向けた関東方面からのお客さんに来ていただけるような、それから先ほどの話にも出ましたからまつの森に対する分譲等、それも今現在では若干滞りがちなものがこの交通アクセスの便利のよさに乗じてまたプラス志向になっていくのかなと、上昇してくれるのを非常に願っているところでございますので、そういった発信の仕方の工夫、これはやっぱり今後考えていくべき部分は非常に大きいかなと、そのように思っております。

また、3番目の再質問、過去のデータについての新しくなった場合の比較がよくわからないと、そういった部分、またそれは次の4点目とも5点目にもかかわってくるのかな。一応広報と同様、4点目は私は広報と同じことだと、同様に考えておりますけれども、載せる内容、事項によっては本当に公文書に近いものもございますけれども、全体的には新聞、広報と同じ扱いとして考えておりますし、また先ほどの3点目の古いものと比較できない場合にはやはり役場のほうに問い合わせをいただけるような、そういう部分のご案内と申しますか、そのような部分も必要かなと思っております。また、全てが最近インターネットで100%いろんな情報等手に入るような時代にもなってきましたけれども、やはり一方ではハッカー等いろんな情報の搾取、それから無記名でいろんなことが投稿できるという点ではいろんなものも気をつけていかなければならないと、そんなふう思うところでございます。広報と同じではございませんけれども、それに載せる文書におきましては、恐らく役場内で決裁をとってきちんと保管をされている、そういった文書であると思しますので、万が一そういうときに問い合わせが気楽にできるような、そういうページづくりも必要なかなと思っております。

タイムラグの職員、それから臨時採用、いろんな募集等についての時間的なずれ、それから広報が遅く、町の広報紙が町内会によっては非常に遅く回覧される、そういった場所もあるようでございますので、ただしそういったものにつきましては新聞等メディアにおいてもいろいろとご協力をいただいたりしているところがございます。そういった部分でとりあえず現在苦情等が来ておらないと、そのように感じておる部分では何とかタイムラグについては広報が先に回って大体みんなになるべく早く知らせる、そのタイミングを見計らったホームページの掲載というのがなされているのではないかなと、そのように感じているところでございます。

また、最後、6点目の町民参加型の部分でございますけれども、この運営に対する意見等を寄せられる部分については町としても検討していく部分があろうかなと思っております。

すし、その管理については非常に民間の方々に入っただいて管理するというのは大変だと思いますし、先ほど松田議員のお話にもございましたようにタイムリーなホームページに対する情報の掲載、各担当課からそれぞれというふうなご提案もございましたけれども、これ等につきましてはホームページの基本設計から若干考えていかなければならないということと、当然機器のいろいろな使用に関する役場内での環境、いろいろな方面から若干考えていかなければならない、取り組んでいかなければならないことが必要かと思っております。すぐ対応はできないのかもしれませんが、勉強や努力を職員にも考えてもらいながら将来に向けた本当に使いやすい、それから町外に対しても町内の方々に対しても提供ができるようなホームページづくりに取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 再々質問、さらに1点だけ確認して、納得できない部分があるものですから。先ほど最初の答弁の中で言っていることで、公文書でないという言い方をしていることにどうもやっぱり腑に落ちない部分があるわけです。というのは、メールの場合、普通管理の仕方というのは印刷して決裁をもらう話、何かそういう話、前の何かのときに話ししたときに総務課長のほうから話があったと思うのですが、そういう形でメールに関してはしておいてホームページに関してはそういうのはやらないということ、何か妙なかなと。というのは、やはり先ほども言っているように残っていかないというか、消えていってしまう、過去のデータが。確かに先ほど公開できない部分もあるようなことも言っていたのですが、それはないのではないかなという気がします。というのは、ホームページのデータというのは間違ったデータを簡単に書きかえることができるものですから、もし万が一例えばの例として挙げて話しすると、その見た日にちとかいろんな、見たほうはそれでその日にちとか中身について理解して、後で書きかえられることが簡単にできるわけですから、それをそうしたらどっちが間違えたのという問題が出てくるはずなのです。先ほどのタイムラグの問題も含めてなのですが、とすれば検証のしようがないわけですよ、どっちが正しいのか。本人は、見たほうはそのホームページが正しいと思っていて、その後間違えていたからと書き直されていたと。では、誰がその責任を持つのだという問題が出てくるわけです。とすれば、やはり町民向けの広報、後から訂正するとかという形で訂正文、広報紙の場合はできるのだけれども、ホームページの場合は書きかえただけで終わってしまう。それはちょっとまずい問題が起きないかなというふうに思うわけです。そういうことからいっても、公文書であるかどうかは別にしても情報の間違いをどうチェック、今後のチェック体制の問題もあるのでしょうかけれども、そういう問題が起きた場合を考えた場合にはやっぱり保存に関してはきちっとやっていかなければならないと思いますので、その辺再度最後をお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問をいただきました。私からちょっとさわりを話させていただいて、データの保存に関しては担当参事からお話しさせていただきたいと思います。いろんなやっぱり重要文書が今後インターネット上で決裁されることになるというのは、先般総務課長のほうからも電子決裁等いろいろなお話の中で話されたのかなと、そのように記憶しておりますが、今後も電子入札等役場では考えられる、こういった取り組みはございます。そういった部分から、そういうことにつきましては本当に公文書と、松田議員が言うような公文書と言えるでしょう。ただし、今の現在の森町のホームページの部分におきましては、いろいろと町の全体的に決裁をもらった、その後のそういう報告を文書として載せているという部分では、載せる以前に打ち間違いというのはあるかもしれませんが、その打ち間違いについては担当課がもう一度再確認すればいいと私は思っておりますので、実際の公文書というのは役場の中で決裁されたものが公文書だという認識でございます。データの保存の部分につきましては、担当の参事から答弁させます。

以上です。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、私のほうから補足的にコンテンツデータの保存といいますか、管理についてお話しさせていただきます。

過去のデータについては全て残ってございまして、なおかつ一定期間経過したらバックアップもとってデータが残るように、そういうシステムになってございます。ただ、ホームページ上には全て公開しているというか、オープンにはしておりませんので、議員おっしゃるように例えば過去の履歴、変化の過程を含めてそういうものが見にくいではないかという面も多々あるかと思います。あと、例えば一定の会議の、何回か開かれた会議の会議録なんかを続けて見たいような場合は、例えば古いものが消えていったらどういう経過で議論してきたのか、その辺が照会もできない、参照もできないということになろうかと思いますので、やはり物によっては一定のそういう経過がわかるような公開の仕方も考えていかなければならないと思いますし、ただ基本的にはデータは残しておりますので、過去のものをいついつの時点でこうなっていたと思うのだが、その部分照会したい等あれば対応できるシステムにはなっておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） いいですね。

○4番（松田兼宗君） はい。

○議長（野村 洋君） 森町公式ホームページの管理についてを終わります。

以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、9、臨時職員の待遇等について、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番（中村良実君） それでは、最後になりました。最後の質問です。朝からですから、町長もかなり疲れていることだと、そのように思っています。できることならば、質問に対して1問で終わるような返答をいただきたい、このようにも考えてございます。

それでは、臨時職員の待遇等についてをご質問させていただきます。平成11年4月に採用された臨時職員が平成23年4月から24年9月までの1年6カ月間に57万2,650円を横領着服をした。この回数も142回でありました。この職員が窓口で受けた診療費であった。犯行の動機は、他の臨時職員と比較すると仕事の量、質などが多く、それらに対する不満であったと述べております。思うに臨時職員に対する待遇等がこれでよかったのかであると思います。また、臨時職員の方々は日給月給であり、退職後は何らの保障もない。そして、子供、親などの面倒を見ている方々が多いと聞いております。以下、お尋ねします。

1 問目、臨時職員の賃金等は改善する考えはないのか。

2 目として、通勤手当、時間外手当等を支給する考えはないのか。

3 目として、有給休暇等を利用できる体制にあるのか。

以上、3点についてお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 中村議員の臨時職員の待遇等についてご質問にお答えいたします。

臨時職員につきましては、基本的に町の事務事業の補完的業務を担っていただいております。勤務時間数など正規職員とほぼ同等の勤務体系の職員といわゆるパート職員については勤務時間数や就労曜日指定などによる変則勤務体系などによる就労をいただいているケースがございます。平成25年5月現在の雇用人数ですが、正規職同等職員が124名、パート職員は78名、計202名となっております。

初めに、1点目のご質問ですが、現在の賃金単価などは平成22年6月から管内近隣自治体の単価調査や雇用部局、職員組合との協議を経て平成23年10月よりスタートしたものであり、当面は現行制度下で運用してまいりたいと考えております。ただし、今後の雇用環境や賃金水準の変化に留意し、的確な対応に努めてまいりたいと思うところでございます。

次に、2点目のご質問ですが、通勤手当については平成26年4月より正職員に準じた方式で支給することで制度設計、職員組合との協議を進めております。時間外手当については、正規の勤務時間外に勤務した場合、時間外勤務として支給しております。ただし、週休日等に勤務した場合は正規職員と同様に週休日の振りかえ処理について代休対応をしております。その他の手当などについては、現段階では支給する考えは持っておりません。

3点目のご質問ですが、いずれの部署でも有給休暇を利用できる体制にあるものと認識をしておりますが、正規職員も同様ですけれども、同種業務形態にある職員間でも取得日数などに個人差があります。家族の病気や家庭の諸事情に備えるために留保しているなど年休に対する個々それぞれの考え方は多様であると思われます。いずれにいたしましても、年休をとりたいときにとれる職場環境の維持に努めてまいりますことを申し添えまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○10番（中村良実君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目についてなのですが、実は今回この問題を取り上げたというのは、それは臨時職員、病院の今回の横領着服をしたこの職員の言葉に私はこれはやっぱり改革する必要があるであろうと、そういうふうにしたから取り上げたのです。それと、今町長が言いました私の聞いたところでは202名、パートも合わせますと202名いると言いますから、臨職は124人いると言いますから、特に臨職の方々にスポットを当てて質問をさせていただいたというのが実態でございます。その中で、この職員はこうお話をしているのです。これは、協議会のときにいただいた資料の中なのです。その職員は、他の臨時職員と比較すると仕事の量、仕事の質、ともに増加傾向にあり、不満が蓄積をしたと、こういうふうにおっしゃっているのです。私、このやった行いはすこぶる悪い。誰から見てもいいと言う人はいない。悪いのですが、この方はきっと臨職を十何年間やってきているのですよね。そうした中で、今日入ってきた人と同じ待遇を受けるのであれば、誰しも思うのでないだろうか。だから、行政として、いや、そんなことを言ったって臨時でしょうと、そういう答えになるかもしれません。でも、私はその言葉にこれは大きな問題を抱えているなと、そう思いました。ですから、あえて取り上げました。

町長はこの問題について、実質的に下げてきた、下げたというのは佐藤町長になってから下げているのです、日給月給の単価を。23年から下げているのですよね。そのときに町職員の方々も財政再建という意味のもとに下げました。皆さんも協力をしました。そのときから始まっているのです。臨時職も一緒に下げられた。下げられたというよりも下げた。要するに6,500円より高い方が対象なのです。そして、6,500円になるまで下げていくという方針なのです。それは現在もやっているのです。25年もやりましたから。私、これも問題だと思うのです。正職の方々は、25年の4月にはもとに戻しているのです、給与を。では、なぜ一緒にやって一緒に考えた人間の日給をもとに戻さないのだろうか。私は戻してあげるべきだと思います。組合だってそうではないですか。一緒にスクラムを組んで、町のそうした町長の考え方に協力しようといって給料を下げたわけですから、それと一緒にして臨時の方もいたし方ないといって下げて同意したわけですから、だから正職を戻したら臨職だって戻したっていいはずなのです。戻されていない。相も変わらず臨職の6,500円より10円でも100円でも高い人は27年ぐらまで続くと思います。26年では終わらない。27年ぐらいになるはずですが。是が非でも6,500円にするという発想なのです。私は、それはおかしいと思います。ですから、私はこの病院の職員の言っていること、やった行為は悪いけれども、考え方は何かしら理解のできる場所があるなと、そのように思っています。ですから、私は少なからずともこれは1度は臨職の方々もそういう形の中で受け入れしたのですから、戻してあげるというのが私は行政がとるべき道だと、このように考えます。

それから、2点目です。2点目の手当の問題なのですが、これは現実的にはしていないですね。町長、町長もきつとなかなか数字的に強い人ですから、病院からいただいたこの

着服した金額の何月何日というその月日と金額は見て目を通したと思います。その中に1,000円というのがあるのです、1日1,000円。それを着服しているのです。1,000円ですよ。この1,000円、どうして1,000円なのかと私も理解できないのですが、1,000円をその日着服しなければならないという、そういうせっぱ詰まった生活をしているのかもしれないのだ、場合によっては。それから、2,420円というのが11回ぐらいあるのです。それも全部内科です、データから調べますと。そういう細かい金額までそうしなければならないところに私は何らかの問題があるなど。例えば今正職も臨職も通勤するときには歩いてくるという方は、徒歩という方はそんなにいないと思います。ほとんどが車で来ます。そうしますと、ガソリン代かかります。私は、少なからずとも何キロ以上は幾らではなくして、1日に50円でも100円でも通勤手当という形の中でもって支給してあげる、面倒を見てあげるということ等も私は大事であろうと、そのように思います。

それから、手当の問題の中で現実的にこの方々は、非常に臨時の方というのは真面目な方なのです。真面目な方が着服するののかということになるのですが、そういう意味ではなくして、真面目な方が臨職はあるのです。ですから、日給月給ですから休まないということです。そうした努力をしているのです。その人方が例えば家庭的に裕福なのかといったときに、正職の方も同じことなのですが、全てが裕福ではないと私は思っています。みんな普通の生活をするのだけれども、臨職の場合はそうした手当がない。そうしますと、私は時と場合には心がそういうふうにして動いたのかなと。1,000円というお金も時と場合にはガソリンに見えたのかなと、そのようにも解釈しています。ですから、この方々は10年、15年、20年、二十何年勤めても結果的には退職するときには何にもないのです。私は、多少なりとも退職するときには退職手当でもいいし、そうしたもの等をやっぱり面倒を見てあげることが大事ではないのかなと、そのようにも思いました。

それから、3点目なのですが、実は有給休暇、年20日あるのです。有給休暇の20日、これは持ち上がりできるのです。ただし、40日ではなくして1年分、前年度分だけが持ち上げできると。ですから、去年の40日仮にあったとすれば、そのうちの20日だけは次の今年に持ち上げできるというふうになっているわけですから、そうすると今年も40日あるよということになるのですが、現実的に臨職の方々が、ではこうこうこういうことで休みますと、なかなか臨職はできないのです、それが精神的に。各課でもって臨職を使っている管理職の皆さん方も考えてみてほしいなど。時と場合には、毎日大変だからたまには休んだらどうというぐらい声をかけてあげるということも私はコミュニケーションとしては大事であろうと、このようにも思っております。ですから、あえて私はそこに載せました。有給休暇等を利用できる体制にしてあげるということ、仕事というのはチームワークですから、チームワークがよくなければ仕事というのははかいけないのです。そういうこと等も考えたときに、私はもっと情けではなくして優しい言葉をかけてあげるということが大事なことでであろうと、このように考えておりました。答弁をお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 非常に思いやり深い臨時職員に優しい中村議員さんの再質問でございます。何か身内がたくさん臨時職員にいらっしやると勘違いするぐらいの……職員に対しても思いやりをどうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目、不祥事を起こした職員の方のお話しされた言葉なのですけれども、実際にはまた中身が違うのかなと、そのように私も思います。いろいろなことがあって、たまたま本人も実際に悪い方というのは、本当に悪い人なのかといえば、たまたま魔が差したと、そのように私も思っておりますので、このような環境の改善については先ほど山田議員さんの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、これはなるべく長く同じ箇所にいるとか、そういうことではなく、公平な場所につけてあげたり、たまには人事異動をさせて、可能であればそういったことも配慮しながら仕事をしていただければなと、そのように思うところでございます。

そしてまた、報酬についてなのでございますけれども、23年の10月からスタートした、前職時代に町の職員も報酬の減額に対して取り組まされたと申しますか、取り組んだわけなのですけれども、この臨時職員の報酬に対しましてはそれとは別な角度から、非常にこの臨時職員の報酬単価につきましてもばらつきがございました。そういったものを担当課のほうで均等に公平に見直したのがこの平成23年の10月の単価改定だったと、そのように受け取ってございます。本当にこれでご不満であれば、またいろいろなことを考えていかなければならないのでございますけれども、あとは仕事の中にいろいろと生きがいを持って町民に奉仕する喜びを持って働いてくれればなと、そのように思うところでございます。

また、2点目のいろいろな手当でございます。手当についてなのでございますけれども、これについても通勤手当も出ない、いろんな扶養家族手当などそんなものもつかないということでございますが、先ほど1点目の答弁でも申し上げましたように26年の4月、来年の4月より何とかやっぱり合併したせいもあって非常に遠い距離を通勤される、そういう方も臨時職員の中には出てまいりました。当然中村議員がおっしゃるような幾らか配慮してあげなければ、このような燃油の高騰時代にはやっぱり家計にも若干響くでしょう。そういった部分で来年の4月1日、これを目指して職員組合ともちょっと協議を進めていきたいと、そのように何とか実現にこぎつけたいなと、そのように思っておるところでございます。

また、最後の3点目の年休等、今職員の体制にもよるところが多かったり、また取り組んでいるその課の仕事の時期にもよるのかもしれませんが、極力余裕と申しますか、時間的にとれるようなときにちゃんと臨時、有休、年休をとれるような体制づくり、先ほどと同じ答弁になりますけれども、これをとりたいたるときにとれる。やはり中にはリフレッシュ

するためにちょっと旅行に行きたいなと、そういった考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますし、家族をどこかに連れていきたいなと、親の面倒を見ていらっしゃる方もいるようでございます。そういったものも配慮した職場環境の改善に努めていきたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々あるのでしょうか。

○10番（中村良実君） さすが町長は気持ちの優しい人なのですね。大きな視点から物事を判断しているという感じを受けました。本当に優しいなと、そのように思いました。その優しさをこれからの行政に生かしていただきたい、そう思います。

1点目は、町長の前向きな答えもいただきました。それから、2番目についても思いやりの言葉をいただきました。できたらこれ町長、もとに戻してあげたほうがいいです。26年度をめどにしてやると言いますから、来年ですね。何とか町長、考えてあげたほうがいいです。それでないと、私は臨職の方が言葉は悪いかもしれませんが、死んでしまいますよ。

それから、最後の手当の問題なのですが、これも来年からやると言いますから、この来年についてもやっぱり今言うように合併になって遠いところから来ているわけですから、これは少なからずとも通勤手当は出してあげるべきだと。正職員と同じ率でなくても結構ですから、多少なりともやっぱり面倒を見てあげることが、それが役場の行政に生かされるというふうに考えておりますから、そのようにしていただければ大変今日は質問したかいがあると、私はそう思います。

総体的にして町長からもう一度決意を聞いて終わります。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 最後の決意をとということでございます。本当に職員同様、臨時職員の方も仕事に対しては同じ仕事について町民のためにサービスをしていただいておりますので、本当に100%とは申しませんが、また家庭の事情によってはいろいろと報酬を出されると困る、そういった方も中にはございますので、いろんな配慮が必要なのかと思えます。ただ、そういった中でも先ほど重複してお話しさせていただきましたけれども、来年の4月をめどにしたそういう交通費支給、手当ですね。その実現に向けた部分につきましては、やはり職員組合等とも皆さんと協議して進んでいきたいと、こう申し上げまして1つ最終の答弁にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○10番（中村良実君） ありがとうございます。終わります。

○議長（野村 洋君） 臨時職員の待遇等についてを終わります。

以上で10番、中村良実君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時09分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 次回は、6月12日午前10時開会といたします。

延会 午後 3時09分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成25年6月11日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員